

平成25年第3回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成25年6月7日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成25年6月7日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君 | 2番 主 枝 幸子 君       |
| 3番 奥 村 富士雄 君 | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 瀧 野 純 敏 君 | 6番 中 下 伸 君        |
| 7番 出 下 孝 君   | 8番 姫 宮 五 鈴 君      |
| 9番 折 出 直 幸 君 | 10番 大 田 直 樹 君     |
| 11番 中 雅 洋 君  | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

6番 中 下 伸 君（途中退席）

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 新 木 之 博 君 |
| 民 生 部 長      | 奥 至 雅 君   |
| 会 計 管 理 者    | 山 根 道 春 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 中 村 政 愛 君 |
| 企 画 財 政 課 長  | 車 地 孝 幸 君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 税務住民課長 | 中村 輝彦 君  |
| 環境防災課長 | 縫部 逸都 君  |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 三好 修平 君  |
| 出納室長   | 吉原 修 君   |
| 学校教育課長 | 河本 和彦 君  |
| 生涯学習課長 | 坂井 眞智子 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 島 英 司 君 |
| 主 任    | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|      |       |                                        |
|------|-------|----------------------------------------|
| 日程第1 |       | 「一般質問」                                 |
| 日程第2 | 発議第2号 | 「坂町議会政務活動費の交付の額の特例に関する<br>条例の一部改正について」 |
| 日程第3 | 発議第3号 | 「公的年金2.5%の引下げに反対する意見書に<br>ついて」         |
| 日程第4 | 発議第4号 | 「総合計画調査特別委員会設置に関する決議」                  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) 御礼。

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(大島英司君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。きょうは定例会2日目のござ

います。傍聴席には一般の方が傍聴に来ておられます。きょうはどうもお忙しいところありがとうございます。

一般質問では町民にかかわる質問を12問提出しておりますので、どうかきょうはしっかり傍聴していただきまして、また帰られまして、町民の方にもしっかり御報告をよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。

お手元に配付いたしております質問通告表のとおり、10名から12問の質問事項が通告されております。

それでは、1問ずつ順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。また、再質問は5問までといたします。

2番主枝幸子議員から「子供に対するがん教育の重要性」について質問願います。

2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 「子供に対するがん教育の重要性」についてお伺いします。

国民の2人に1人はがんになると言われている国民病でもあるにもかかわらず、大人になってもがんに対する正しい知識をなかなか学習する機会の少ないのが現状です。

そのため私は、小学生、中学生などの早い年齢から、がんに対する正しい知識と予防啓発の教育を行うことが必要と考えます。

その教育は単なる理解の促進だけではなく、生涯にわたって健康的な体づくりや健康な食生活を身につけることにもつながり、将来に向けて病気に負けない体づくりとなり、最終的にはがんの罹患率の減少にもつながると考えます。

また、子供の学習を通して親も関心を持ち、家族でみんなで正しい知識を話し合うことで、子供からがん検診を受けるように勧められるなど、親世代のがん検診の受診率向上の効果をもたらし、健康で明るいまちづくりを目指す坂町にとって重要と考えております。

それに対する町当局のお考え及び現在の状況をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「子供に対するがん教育の重要性」の件についてお答えいた

します。

子供に対するがん教育の重要性につきましては、昨年6月に閣議決定された国のがん対策推進基本計画において、5年以内に学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でがん教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とするとされています。

がんは生活習慣とかかわりの深い病気であり、学校教育においてがんに対する理解を深めることは重要であると考えております。

現在の状況につきましては、各学校とも学習指導要領に基づき、喫煙の習慣が肺がんなどの病気を起こしやすくなることや、生活習慣病の予防などについて指導を行っております。

小学校では体育課における五、六年生の保健の授業で、がんは生活習慣が主な要因で起こる病気として、また学校薬剤師を招いて薬物乱用防止教室を実施し、喫煙による健康被害としてがんに関連した教育を行っております。

中学校では3年生の保健体育課の中で、がんを日本人の三大死亡原因の一つとして取り上げ、がんに対する理解や生活習慣病の原因と予防、たばこの持つ有害物質と喫煙によるがん発症との関係などを指導しております。

また、保健指導として薬物乱用防止教室の実施と、食育指導による生活習慣づくりなどを通して、がんを含む生活習慣病の予防に対する理解を促しています。

本年度はさらに親世代のがん検診などの受診率向上を目的とし、国民健康保険団体連合会や全国健康保険協議会で構成する広島県保険者協議会と連携して、坂中学校生徒を対象にがん検診や特定健診によるがんなどの早期発見の重要性を学ばせ、子供から保護者に健康についてのメッセージカードを渡す取り組みを実施する予定でございます。

坂町教育委員会といたしましては、子供が健康と命の大切さについて学び、みずからの健康を適切に管理できるように、がんに対する正しい知識を理解させるとともに、食育を通じた食生活の改善や部活動などによる体力づくりなど、望ましい生活習慣を身につけさせる教育も今後も推進してまいります。御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 生活習慣病を通していろいろな学習をされているようですが、

授業を受けて生徒の意識がどのように変わったのかをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 河本学校教育課長。

○学校教育課長（河本和彦） お答えいたします。

子供の意識に対する附属調査などは現在実施しておりませんのでお答えできませんが、若いころから喫煙等による教育被害などについて学ぶことは、将来に向けての効果が期待できるものと考えております。

また、先ほどの教育長答弁の中で、国のがん対策推進基本計画において、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でがん教育をどのようにすべきか検討し、教育活動の実施を目標とするとされていることから、今後ともその動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） がんについてのイメージがどう変わったのかをちょっと調べた一例なんです、がんは怖い病気と答えた生徒は授業前は81%、授業後は49%と減少し、予防ができる、早期発見で治ると答えた生徒は大幅にふえ95%でした。子供のこの意識を変える教育が大切だと考えます。がん予防教育によって命を大切に、この意識を変える教育にぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本学校教育課長。

○学校教育課長（河本和彦） お答えいたします。

学校での教育、そして若いときからがんについての正しい知識の習得や怖さなどを正しく理解することで、子供の意識は確実に変わっていくものと考えられます。

また、食育などを通じた病気に負けない体づくりもあわせて行っていくということも重要と考えております。

○議長（川本英輔議員） 2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 第2次健康さか21に調査結果、これからの取り組みなどが掲載されていましたが、残念ながらがんの受診率は上がっておりませんでした。

私も、子供と一緒に大人を巻き込んだがん予防教育が必要と考えております。そこで、答弁書に坂中学校生徒を対象にがん検診や特定健診によるがんなどの早期発見の重要性を学ばせ、子供から保護者に健康についてのメッセージカードを渡す取り組みを実施するとありますが、具体的にいつごろから取り組む予定でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） これは、今年度、広島県保険者協議会と連携いたしまして取り組むようにしております。学校側と現在日程を調整しております。3年生の学年を対象として取り組むようにしておりますが、その時期につきましては、学校のカリキュラム等の時間もございますので、今後調整して、年度内には取り組むということにしております。

○議長（川本英輔議員） 5番瀧野純敏議員から「再度聞く柱上変圧器リサイクルセンターの今後は」についてを質問願います。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 「再度聞く柱上変圧器リサイクルセンターの今後は」の件で質問をいたします。

国においても強力な毒性を持つPCB（ポリ塩化ビフェニル）の無害化処理には、所有事業者に対し期日指定までして処理事業を行うよう指示しているが、いまだ少し時間がかかっているようである。

坂町においては、あと3年で協定契約が終了するはずのこのPCBリサイクルセンター施設が、文教地区と住宅地区に隣接している現在、隣接町民の不安ははかり知れないものがある。町行政として、町民側に立って中電と交わした協定書どおり遵守できるのか、下記5点にて町当局にお伺いいたします。

1、中電が使用した柱上変圧器以外は処理していないのか、また、他の部品（コンデンサー・バッテリーなど）の処理は行っていないのか。

2、安全確認委員会のメンバーはなぜ全員が横浜二部地区住民協福祉協議会からか、ほかの地区からではダメなのか。

3、中電資材置き場の現状はこれでいいのか。

4、防災訓練には資材置き場のトランス類の流出による避難は含まれていないのか。

5、協定書どおり期日内に終了するのか。

以上であります。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「再度聞く柱上変圧器リサイクルセンターの今後は」の件についてお答えをいたします。

当該施設の設置につきましては、平成17年9月1日付にて、廃棄物の処理及び清

掃に関する法律及び建築基準法に基づく施設設置許可を受けた施設として、平成19年6月より本格稼働を開始し、6年が経とうとしておりますが、この間、大きな事故もなく順調に処理が行われている状況でございます。

御質問1点目の、中電が使用した柱上変圧器以外は処理していないのか、また、他の部品（コンデンサー・バッテリーほか）の処理も行っていないのかでございますが、当該施設は柱上変圧器のPCBを適正に処理する施設で、コンデンサーやバッテリー等を処理する設備は備わっておりませんで、他の部品の処理を行うことはございません。

御質問2点目の、安全確認委員会のメンバーはなぜ全員が横浜二部地区住民福祉協議会からか、他の地区からではだめなのかにつきましては、施設の建設時において、当該地区である横浜二部地区住民福祉協議会と中国電力株式会社の間で締結した協定書に基づき、安全性確認委員会のメンバーが構成をされているとお聞きをしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

御質問3点目の、中電資材置き場の現状はこれでいいのかでございますが、厳重に管理された施設内の資材置き場でありますので、これ以上のことにつきましては、町が関与すべきではないというふうに考えております。

御質問4点目の、防災訓練には資材置き場のトランス類の流出による避難は含まれていないのかでございますが、中国電力では町で実施をしております総合防災訓練において、停電の復旧作業等に参加をいただいております。また、平成25年4月1日に、広島県から津波浸水想定図が発表されており、これによりますと、南海トラフ巨大地震による坂町の最高津波水位は3.6メートルとなっており、当該地区につきましては、標高約4メートル前後でございますので、浸水等の影響はないものと考えておりますが、中国電力資材センターでは地震等による油の漏えいがないかの異常をチェックする訓練を年2回実施していると聞いております。

御質問5点目の、協定書どおりに期限内に終了するのかでございますが、処理期間はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び同法施行令に定める期間内に基づく町との協定書第2条第2号により、平成28年7月までに完了するとされておりますが、平成25年3月末現在の処理実績累計は、最終処理予定台数84万台に対しまして約62万2千台が処理されており、これまでの6年間で約74%が処理をされております。残り3年間で約22万台の処理が必要となりますが、

中国電力株式会社に確認を行ったところ、平成28年7月までには確実に処理が完了するとの返事をいただいております。以上のことを踏まえまして、協定書に規定しております項目につきましては厳守できるものと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 5番瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） このたび、私もこれで4回目なんですけど、このリサイクルに対して質問するのは、きょうはこの問題出したのは、この間、亀石のクリーンセンターがありますね、安芸クリーンセンター、これが4年先にはもう契約切れるからいうて、再度契約して新しくしようという話が出ました。そのためにやはりここもあと3年だから、その確認のためにも私はこうやってこの問題を出しとるんです。その中で今、町長から聞いておっても、今までもと六、七年前には台風で亀石で流れましたよね。あのときにやってから確かに今まで事故がないんですよ。しかし事故がないのは天災がない、地震がないからであって、私が言うのは、これに対する人災があっては困るんですよ。そのためにまず質問したんであって、こんだけのまず第一番にしても、今度、平成28年7月で終わるといいました。23年に聞いたときは82万台じゃったんですね。そのことは確かに聞きに行ったときには、80万台以上はないんかいうて言うたら、コンピューターで調べとるんだからありません。それでもう2万台ふえてますよね。これが次からは2万台がふえないのか、84万台以上にふえないのか、まずその辺を一遍お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） お答えいたします。

82万台が84万台になったということでございますが、これは平成24年6月25日の安全性確認委員会の中で中電さんのほうが報告されたということでございますが、この中では、現地の現地踏査を行ったということで、山間部であるとか島嶼部であるとか、その辺をくまなく調査をした結果、84万台、2万台ふえたということでございます。そういうことでございますが、そうすると、その84万台にふえたということに対して、処理ができるのかということが最大の観点ではないかと思っておりますが、これにつきましても、処理期間が9年間という中で、5年が経過しておるわけですけど、それが55.5%ぐらいの処理になると思うんですが、その方向の中では60%ぐらいが処理できておりますので、その時点ですすね、十分処理が可能だと



いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 5番瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） ほれじゃあ84万台で終るんであればそれはいいけど、うちのほうは町民の方も安心するじゃろう思います。

それで2番目のなぜ平成ヶ浜にするか、なぜ二部だけにしたか、確かにさっきのほうで聞いたら、そのときにあそこしかなかったからいうんですが、あれからもう6年たつとるんですね。そしたらもう年々ぐらいには、どうしてかいうたら一番近いところというのは団地があつて、文教地区があつてすれば、警察学校まであるんだつたら、それから1人、2人でも入れながら、じゃんじゃんしていかと、安全管理委員会がそこら辺のところ、ほいじゃ10年前からずっと一緒かいう、そうしたもんじゃないと思うんですよ。だけどその辺もやはり町としても管理して、それも町が入つたらいいけど、漁業会が1人でしょ。二部の住民協が入つとるのが7名ですよ。それに坂町が1名入つて、漁業組合が1名入つて9名ですよ。そしたらその7名のうち1人や2人は一般常識のある坂地区からでも入れて、それからそのときですらそうなんですよね。二部だけじゃないんですよ。ほかの地区もいっぱいあつたんですから。三部もあるし森条地区もあるんだから。それから考えたらその辺はどうも不審でかなわんのですよ。

それから今度3番目の件なんですけど、資材置き場の件、これが大変なんですよ。町長は安全に向こうがやつとるいうけど、これは23年3月11日、大震災がありましたよね。そのときに出とるのが、私が質問した前ですよ、なぜかいうたら、このときにPCB流出をしたと報道されとるのに、ちゃんと私、ここに新聞切り張り持ってますけど、PCBが津波で流出、その中でよう見てください。何ぼ流れたとか、宮城県で86台なくなつとるんですよ。それから岩手県で26台、福島県で9台、青森で1台、計122台なくなつとるんですよ、これは。流れた分であつたのは別にして流出しとるんですよ。これから見れば、ここがもしか来ればどうなるか。その何十倍でしょ。今、ちゃんとわしもここに写真撮ってますが、わしは週に2回ずつ火曜日と金曜日に車が入ってくるから、毎週、朝4時か4時半に行つちゃ写真撮つとるんで、何十枚撮ってる。その中で前の町長かどっちかが言ったように、これは管理はちゃんとおたくらの協定書もここに持ってますよ、協定書のことわかるように。シー

トをかけるとか、それで現在、流れたときには、福島県庁は何じゃったか、全部倉庫の中ですよ。ここにちゃんと書いてありますよ。倉庫の中に管理した、これは官庁の管理、それから民間倉庫の管理、それが倉庫と一緒に流れたんです。だけどその流れた中で流出したんじゃない、出たんじゃないんですよ。なくなったのが122台あるんですね。そしたらここははだかんぼう。私が言いたいのは、はだかんぼうなのはいいですよ。今から300ミリ、200ミリの雨が降ったときに、雨が降ってざあざああふれたときに、その水がどこへ行くか。そのためにはやっぱりシートをかけるとか、それから今さっき言ったように車、車に一つもシートをかけずに、依然として、もう5台に1台はかけてません。確実に岡山県地方から来る分なんかかけてません。これはやはり町も言うてくれにゃいけないんですよ。それから確実にこれでいいのか。その辺をどのような管理を町が言えるのか言えんのか、その辺を一遍教えてください。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） まず、柱上変圧器でございますけど、坂町にあるこれについては、中身を全部抜き取って、抜き取ったものは宇品のほうで処分されると。残ったものも部品にちょっとついているぐらいのものが残っているというようなことがございます。

それと、あと変圧器でございますが、通常であれば本当に柱の上に乗っかっているもので、雨ざらしになっているものでございます。それを一応置いてあるということでございますが、議員さん言われるように、見た目がちょっとどうかと言われるのであれば、中電のほうに申し伝えて、それはカバーをつけるとか、そういうことは可能だと思います。ただ、流出とかそういうようなことにつきましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、津波の高さが南海トラフが発生したとしても、その津波の到達区域の中には入っておりませんので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（川本英輔議員） 5番瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） ただ、僕は安全で管理がありさいすりゃそれでいいんですよ。ですけど町もその辺もちょっと考えてくれにゃいけないというのが私の考えなんですよ。

それから今度4番目にしても、防災に関することに対しても、要するに坂町、そりゃさっきここで言うところ、標高4メートルあるから、3.6で津波が来たら安全ですいうて。確かに12回目の安全委員会の中には確かに中電は言うとりますね、安

全ですいうて。これを見込まれていっているけど、実際、この安全確認委員会の12回目のときにも言ってますよ。だけど想定外というのはあるんですよ。そうでしょ。4メートル。そしたらわしが言いたいのは、何が言いたいかいうたら、今度は9月に防災訓練がありますよね。そのときにここの地区は一切津波に対する防災訓練は要らんのですか。全部4メートルですよ。ただし横二部のあの土地、低いところ、あそこは確かにかんがい用地のところは低いかもしれん。あとは全部平地一緒でしょ。標高4メートルありますね全部ここも4メートルですよ。そしたら防災訓練なんかする必要ないじゃないですか。そうでしょ。津波が4メートル、想定外があるから、少しは管理をしてくれりゃいい。だからさっきのは確認なんですよ。このまま10年、平成28年まで安全にいくんだったらひとつもいやあせん。それがわからんから、今、言うんであって、その辺だけは一遍、町としても管理をしてやってもらわにゃいけん。それからその中で、津波が想定されませんって言いよるけど、これが本当なんか、これはどこから聞いて戻ったもんかその辺を一遍ちょっと聞かせてください。その4メートル、3.6はこの間、新聞に出たから知ってます。でもそこが4メートルなどというのは、これはどこから聞いたんですか。

○議長（川本英輔議員） 縫部環境防災課長。

○環境防災課長（縫部逸都君） お答えいたします。

4月1日に、先ほど町長からの答弁もございましたが、発表されました県の浸水想定区域でございますが、この平成ヶ浜地区につきましては、下水道工事等を行ったときにもいろいろ測定結果等出ておりまして、3.9ぐらいから4.2とか、そういった平均値で約4メートルというふうに回答させていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 5番瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 協定書にうたってますよね、確かにね。確かに協定書にはうたっている。これを確実に守ってもらいたいもんですよ。

それから一つ、これはもう10年やと全世界決まっておるんですから、それと安全性を持たにゃいけんのは、例のアメリカなんかでもミシシッピー州なんかそうでしょ。2千人の村がこれによって国から言われて、それもこのPCBがちょっと流れただけで、鶏、ひよこが何万匹死んだ、犬、猫が歩きよるが死んだ。みんな逃げたんですよ。それから比べたら、これから20年先かもしれん、町長がいつつも言うように、孫子

の時代。そうしたら、これを安心安全に済ますための、中電に任すんじゃないくて、私が言うように町にもう少しはのぞきながらも管理、それから今の現場もそのとおり、どっこも、確かに、今、毎朝行ってみると、あれは毎日着きよります。確かに、今、3月末現在で62万3千何ぼだったんです。カメラに全部撮っておりますけど、そんなんは私がせんでもええんですよ。ちいとは坂町がしてくれりゃいいんじゃないかと思うんですよ。だからとにかく今から先も、安全管理のためにはそれをほっとくんじゃないくて、それで何かいうたら、ここの、わし、持つとるんですよ。これ、九州若松響灘、響灘で見てくださいよ。若松からあんた何キロも、十何キロ奥ですよ。そこらへつくっておっても、これの管理、それから人民の防災管理、まあ厳しいもんですよ。そしたら我々のところ、あんた、世界でもない、町内のここが4メートル、10メートルの民家があるところに、あんた坂町しかないんですから、その辺ひとつ考慮して、もうこれからやるな、もうできたんだからしようがない、だけどその安全管理をはっきりと町からも指示してもらわにゃいけん。それだけを一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） これまでも中国電力さん独自にいろいろな調査をやっております。ただ、町のほうもその際に立ち入りをしております、一緒に。これからも随時そういうふうに立ち入りをさせていただいて、中電には注意を促すという形をとらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○5番（瀧野純敏議員） わかりました。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村富士雄議員から「県道坂小屋浦線推進と「将来のまちづくり」計画は」について質問願います。

3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 「県道坂小屋浦線推進と「将来のまちづくり」計画は」についての件で御質問いたします。

「生きているうちにできるんかいのお。」先日開催しました議会報告会での厳しい質問でした。県道の都市計画決定から12年を経過した現在、1工区の一部用地買収も行われ、早期工事着手に向かっていますが、いまだにその着工期限、完成時期がはっきりしておりません。また、1工区より先の上条地区や小屋浦地区への計画もはっきりしておりません。

県道が町の人口増につながる住環境の整備、巡回バスなどの交通体系の整備による

将来のまちづくりにとって必要不可欠な道路なら、その推進によって行うまちづくりの計画・日程を具体的に策定し、町民に提示し、県道推進の理解・協力を得る必要があるのではないのでしょうか。

県道は県が事業主体であり、県の判断によるので、町では期限がわからないとのことですが、町としては具体的なまちづくりを提示し、いつまでに開通してほしいと期限付きの要望はできないものなのでしょうか。将来が不透明な計画は町民にとって不安であり、不信につながります。

6期目を迎えた町長の強いリーダーシップにより、主要事業である県道事業を通じてのまちづくり計画を策定し、県や町民に訴えていき、理解・協力を得ることにより、早期実現に向けての取り組みが重要であると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「県道坂小屋浦線推進と「将来のまちづくり」計画は」の件についてお答えをいたします。

県道坂小屋浦線は平成ヶ浜2丁目の町民センター横から坂東4丁目、上条地区の向田橋までを都市計画道路坂中央線として都市計画決定されております。この区間は約1,500メートルで、町民センター横から総頭川1号線までの約820メートルを1工区、上条地区の向田橋までの約680メートルを2工区として実施をするものでございます。

議員御質問のとおり、県道坂小屋浦線は将来のまちづくりにとって必要不可欠な道路と考えております。平成18年3月に坂地区7地区の住民福祉連絡協議会代表、坂地区の有識者及び町と県からのオブザーバーを招いて19名で構成された坂地区まちづくり協議会において、県道を骨格とした道路整備、市街地の交通環境の改善、防災機能の充実、良好な住環境の形成による定住人口の増加を目標に掲げた坂地区まちづくり方針が策定され、町に提案されており、町はこの提案の全体計画を坂地区の各世帯へ配布するとともに、公表をいたしております。

また、この計画を実現するため、町は都市再生整備計画事業、いわゆる旧まちづくり交付金事業を活用し、平成18年度から平成22年度までを第1期、平成23年度から平成27年度までを第2期とし、道路事業、公園事業、（仮称）町民交流センター建設事業等を実施をいたしております。

第1期の内容及び成果、第2期の整備計画につきましては、坂町ホームページにて公表をするとともに、進捗状況を県道だよりにより町民へお知らせをしているところでございます。

広島県に対しましても、平成21年2月に県道事業推進と、坂地区まちづくり方針に位置づけられた事業の実現に向け、町議会や坂町住民福祉連絡協議会等と連携し、事業への支援や県道の早期完成を要望をいたしております。

事業主体の広島県には、町全体での取り組み及び執行部の熱意、姿勢を御理解をいただき、財政状況の厳しい中、予算措置について格別の御配慮をいただいているところでございます。

県道の用地取得状況は、平成22年8月に街路区間において事業認可後、道路区間を含む1工区全体で、平成25年5月末で18件の用地補償契約を締結いたしており、12件の家屋移転が完了をいたしております。特に街路区間では約60%の用地を取得している状況でございます。

なお、当該区間において、いわゆる街路区間でございますが、順調に用地補償契約が結ばれば、平成25年度末、平成26年3月末には、約9割程度の用地が取得できる見込みでございます。

現在も県とともに用地買収に取り組んでいるところでございますが、関係地権者のさらなる御理解、御協力を得て、用地買収の進捗率を上げ、早期の建設工事着手、完成に向け、引き続き鋭意努力してまいります。

また、本年度は街路区間では、ごく一部でございますけれども、一部工事を実施する予定と広島県から伺っております。引き続き議会及び関係者の方々のさらなる御理解と御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 私の質問したことと答弁がどうもかみ合っていないような気がするんですが、過去のことと現在のことはいいんですよ、もう進んだことだから。一生懸命やっつけられるということは確かにいいことなんですけれども、私は将来どうなんかという問題、県道ができた後どうなんかという問題は、県道ができて町をどういうふうにつくっていくんか、あるいは県道は例えば1工区は坂町としては何年までにつくってほしい、2工区としては何年までにつくってほしいと、例えば2工区の上条地区は巡回バスを乗り入れてほしいということを言うのとわけですよ。巡回バスは

県道できたら乗入れますよというんじゃけど、ほいじゃあ何年になったらその巡回バスが入るんかということは、これは生きとるうちにできるんかいのおいような、本当に切実な問題だろうと思うんです。早期に立ち退いた人たちも、年数がだんだんたっても、10年たち20年たっても、県道の一つもできんもんだから、せっかく立ち退いたのにというようなことがあるわけなんです。だから私はきょうお聞きしたいのは、町長として、あるいは坂町としての完成目標というか、この間も県の副知事来られて、今、いろいろな事業をやっておられる中で、目標を設けて期限を切って実施計画をやるということで、もちろん実施計画というのがないと、実施計画があるというのは、最終年度がないと実施計画組めんですよね、本来は。例えば50年先なのか30年先なのか10年先なのかというのがわからんと、それまでの実施計画というのは立てられんはずなんです。そういう中で、今まででいつできるかいうそのめどですね、そういう話を町長の口から聞いたことがないんですけど、これはぜひ明らかにしてほしいと。それは願望だけでもいいんですよ。願望であっても、それは県のことがあるんですから、そういう意味でひとつそこら辺の具体的な話を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これは言われることはわからんでもないんですけども、坂町としては誠心誠意県のほうにこの事業が必要だということを嘆願、お願いをしまして、現在県のほうでも大変厳しい財政状況の中、この県道坂小屋浦線の坂中央線につきましても、県の主要な事業として位置づけて実施をしていただいておりますのは、これは間違いございません。一昨年から昨年にかけて、広島県におきましても各事業の社会プライオリティーという会議を設けまして、県内全域の道路、海岸、砂防、交通体系等々のいわゆる優先順位をつけるような会議もあったようでございますけども、その中でも坂町のいわゆる今の県道坂中央線、あるいは横浜地区の海岸の越波事業、さらには砂防防災では小屋浦地区に、今、進めてもらっております堰堤でございますね。これも町内で最も大きい堰堤になると思いますけども、これらの事業は本当に優先的にやっていただくというふうな位置づけをしていただいております状況の中、先ほどから申しますように大変厳しい状況の中で、我々あくまでも実施主体であります県のほうにお願いをしてやっておる立場であります。その立場の自治体、組織、団体がいつまでにやってくれというようなことはなかなか言えるものではないと思います。県のほうもしっかり坂町の思いを受けて、一生懸命やろうとしてくれておられるわけであり

まして、そこはなかなかいわゆる難しい信頼関係等もあるわけでありまして、将来的に難しいことになる可能性もあるわけでありまして、結果としてそのことで信頼関係が崩れるようなことがあった場合には、大変なことも負の遺産として残る可能性もあるわけでありまして、そこらは私になりには県の幹部の方々といろいろ協議をしながら、あるいは国の関係者の方々とも協議をいたしながら、信頼関係に基づいて、着実に進めてもらっておるといような認識は持っております。

それと、将来の坂町のまちづくりでございますけれども、第4次長期総合計画の中にもある程度の大まかなことは示しておりますが、これがさらにまだどんどんと工事も現実に取り進んで進んできましたら、並行してこれらもより現実的な計画を立てていかなければならないというふうな思いは持っておりますけれども、現時点ではまだ時期尚早ではないかというふうに思っております。

いずれにしても、これらの事業を進めていくということにつきましては、先ほどから何度も申しておりますけれども、県と坂町のやはり信頼関係をもって、パートナーシップをしっかりと発揮をしまして、この事業を進めていくということが、より早い完成につながってくるというふうに思っております。

先般も、県のある幹部の方にもこの事業をさらに推進するために現地のほうも見ていただきながら、また今年度の補正予算、あるいは次年度の事業の中にも坂町の予算づけをしていただくようお願いもいたしておりますし、そこらはやはり具体的にいつまでということが、今、言えない状況だということを、逆に議員のほうからも町民の皆様にも説明をしていただければ、非常に行政としてもありがたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） そういった信頼関係という中での事情もわからんことはないんですけども、やはり県に頼りっ放しいうちやおかしいんですけども、そういう面での坂町のまちづくりが、やはりある程度スケジュールを決めながら、まちづくりを行っていくということは必要じゃないか思うわけです。長期総合計画の中でも、年次の問題がほとんど出とらんので、いわゆるいろんな計画がありながら、例えばほいじゃあ舵うちをどういうふうにしていくのかとかということも、具体的なことがなくて抽象的に書いておるから、なかなかやっぱり実現に向けて進まないと思うわけなんです。だから県道ができたなら、こういったところはこういったところへ住宅をつくるん



だとかいうような、今、町民交流センターとか具体的なものはできとりますけども、もう少し長期のスパンで、やっぱりそういうまちづくりを考えていく必要があるんじゃないかなと思うんです。だから、それは確かに県道でいつまでにできないけんとかいう問題じゃなくて、県道の計画の中で、ほいじゅあこういう地区はこういう形で計画をしていこうじゃないかというようなことは、私は町民を巻き込んで議論していくべきじゃろうと思うんです。そうでなければ、いざいうときには、やっぱり県道が見通しが立って、すぐやっても、それはなかなか話がまとまらないので、そういう議論がなされてないんで、今、県道ありきでやって、その他のまちづくりについて、町民の議論を高めていくという手法が欠けてるんじゃないかと。これはいつの時代でもあったんですが、県道についての地元の説明会とかそういったものをやっ取るんかというような話もあったんですけども、それももちろんないし、それから議会としては県にも行っ取るんかという話があったんです。先ほどの話の中で、住民協と議会と行政で県へ行ったのが3年前ということなんで、それは本来的に言うたら、毎年でも行ってもええ思うんですね。そのお願いなり、その状況をお願いするというものは必要だろうと思うんですね。そういう意味で、やっぱり町長とか幹部の方も頑張ってもらっ取るんじゃけども、町民全体で、町全体でやっぱり促進していくという姿勢というか、強い前向きな姿勢が必要じゃないかと思うんですが、そういった例えば盛り上げるためにただホームページへ公表するとか県道だよりを出すだけでなしに、やっぱり何かそういった説明会であるとか、あるいはシンポジウムをやるとか、そういったことも必要じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども申しましたように、一応大まかなものは第4次長期総合計画の中に坂地区のまちづくりということで盛り込んでおるわけでございますけども、やはりある程度現実的なものが見えてこないと、なかなか町民を巻き込んで議論をするといいまでも、難しい問題もあろうかと思えます。やはり何らかの形で目に見えてこないと、なかなか実のある議論はできにくいんじゃないかなというふうな思いもしております。過去におきまして、いろいろなことがありましたけれども、いわゆる線香花火のほうにぱんと飛んだような、早目にやり過ぎたがゆえに、かえってそういうふうな形でできなかったような事例も私は町内外でいろいろ聞いており、ここらも踏まえてしっかりやっていかにやいかんという思いを持っておりますが、しか

しながら、これらが少しずつ見えてきますと、先ほども申しましたように、ある時期にはそういうようなものを立ち上げて、本当に現実的な絵を描いて、計画を立てていかなければならないという思いは持っておりますし、先ほど申しましたように、平成18年に一応坂町のまちづくり協議会ということで、県道を骨格としたまちづくりということで、これは道路のことでございますけれども、これらもやはり時期を見てやったがゆえにうまく進んできたのではないかというふうな思いも持っております。議員のおっしゃることもようよう受けとめながら、これからもそういうことにも配慮しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） これもちょっと無理な話なんですけども、さっきの中で、町民としての盛り上がり、町全体としての盛り上がりというのがやっぱり欠けとるんじゃないかというような気がするわけですね、県道に対しては。特に横浜地区はほとんど関係ないというか、今の平成ヶ浜の立体交差ができて、平成ヶ浜から国道31号へ行くと、あっちのほうで混んでいるから、逆に便利が悪くなるんじゃないかなというようなことがあるんですが、一つはこれはまず不可能に近いんですけども、今、県道のここの先ですね、リサイクルセンターのところととまっておりますけども、県道がとまっておりますよね、あれから先へ森山へ上げて、森山中腹を通過して、鯛尾地区の料金所のところへおろすといった形での延伸といいますか、新しい道路になるか延伸になるかわからんけども、これはさっきも言いましたようになかなか難しい問題じゃないかと思うんですけども、横浜地区も非常に人口減でありますので、町長のよく言われる地域格差を是正するという意味合いも含めまして、旧来地での道路の拡幅とか道路計画というのはなかなか難しい中で、森山中腹を通過して鯛尾地区へおろすことによって、鯛尾地区の住宅の開発とか、あるいは森山地区での住宅の開発によって、横浜地区の人口増というものも図れるんじゃないかというような気がいたしております。これは今まで検討したことがあるかどうか分かりませんが、一つは今後の計画として、それが県道であればいいのか町道であればいいのかということも含めて、またひとつ検討いただければというふうに思っております。

地域格差、今回も含めまして、坂小屋浦線が、やっぱり小屋裏が今、置き去りにされとるような感じで、ストップしとるわけですから、特に坂を優先的にやっておるとことの中で、坂全体での盛り上げ、それから横浜、小屋浦を含めた形での盛り上

げによって、早期実現に持っていくということは必要じゃないかと思うわけなんです  
が、そういう意味を含めて、坂地区のそういったまちづくりの計画の推進、それから  
横浜地区や小屋浦地区のそういったまちづくりの推進を含めて、今後、検討していた  
だきたいということでございます。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういう思いは常に持ちながらやっております。今も主要事業  
の中で、横浜はいわゆる越波対策というのが横浜地区の各住民協の団体から要望がご  
ざいます。あるいは当時の横浜地区の議会の皆様からも御要望があったということで、  
今も鋭意これを平成18年ですか、19年ですか、新規事業で国のほうに取り上げて  
いただきまして、今、県営事業でやっておりますし、また小屋浦地区でも、これまで  
やった事例でございますけれども、例えば低地帯の排水対策ということで、ポンプ場  
を2カ所設けておりますし、あるいは現在は天地川上流の堰堤をさらにもう一つ上流  
にもう少し頑丈な強い大きな堰堤をつくるということで、県とこれも協議をしながら  
進めておりますし、全体的にこれまでは、例えば平成ヶ浜の整備等もございましたで  
すし、坂地区はもうほとんどいらわない状態で、例えばその平成ヶ浜とか、あるい  
は小屋浦地区もかなりの投資をしております、これまで、ハード面でですね。そうい  
う観点で一応目配りをしたような対応というのはさせてもらっております。ただ、小  
屋浦地区には残念なことに人口増ということがなかなかできていないわけでありまし  
て、ここらはどうするかというのは宿題でございますけれども、これも行政が先頭に  
立って、いわゆる団地をつくるというようなことがなかなかこれまでも答弁させて  
もらっておりますが難しい。過去におきまして、各自治体で町が団地造成をして成  
功した例がこの県内ではほとんど皆無なんです。全部それが負債として残って、その  
負債が今でも各自治体の財政を脅かしておるような例もあります。そういう観点から、  
全体的に民間の事業者を取り込んで、地域と民間事業者、そして行政とがうまくかみ  
合った形で、そういうふうな開発ができるような方向を見出していくことが最も私は  
重要なんだというふうに思っております。そういう中で、これからも、今、言われた  
ような、当然でございますけれども、地域全体の均衡ある発展ということで、横浜、  
小屋浦、坂全体がうまくバランスよく発展できるように、そしてまた限られた財源で  
ございます。その財源も有効に活用しながら、そういうふうなやはり政策を実現でき  
るように、これからも取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いい

たします。

○議長（川本英輔議員） 1 番中川ゆかり議員から「プール施設整備の充実について」質問願います。

1 番中川議員。

○1 番（中川ゆかり議員） 「プール施設設備の充実について」の件についてお伺いいたします。

坂町第4次長期総合計画で、「夢や希望を育み絆をつくる人づくり」を目標とされ、生涯学習、スポーツ振興の具体的施策として、施設の整備など活動の場の充実に努めるとされており、町としても（仮称）町民交流センターの整備を初め、積極的な取り組みをされておりますが、その中で水泳に関する施設の充実は今後の大きな課題であると考えます。

水泳は全身運動を伴う有酸素運動で、循環機能等を高める運動とされ、生活習慣病予防やストレス改善にも効果があり、町民の健康増進、体力づくりにも最適です。また、スポーツ少年団や中学校でのクラブ活動など、町内で親しまれてきた競技スポーツの一つとしても長い歴史があります。しかしながら、現在、町内のプール施設は全てが屋外プールのため、年間を通して活用できない状況にあります。

水泳の指導に携わってきた者としても、もっと快適な環境で水泳に親しむことができれば、運動としての有効性だけでなく、生涯スポーツとしての水泳の魅力を感じていただけるのではないかと考えます。

施設の充実に向けた具体的な計画をお伺いしたい。以上。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「プール施設整備の充実について」の件についてお答えいたします。

坂町では坂町第4次長期総合計画で、「夢や希望を育み絆をつくる人づくり」を基本構想に、スポーツ環境、スポーツ推進体制の施策として、平成26年6月末の完成をめざし、（仮称）町民交流センターの建設や、平成23年度から開催している坂町悠々健康ウォーキング大会の実施など、活動の場の充実に努めているところでございます。

御質問のプール施設整備の充実に向けた具体的な計画でございますが、議員さん御指摘のとおり、町内のプール施設は屋外プールのため、年間利用は困難な状況でござ

います。年間利用を可能にするためには温水プールの施設整備になるかと考えますが、これまでも温水プールにつきましては、議員の皆様とも協議させていただきました。

スポーツは人間性を豊かにし、健康で心豊かな生活を営む上で極めて重要な役割を果たすものであり、水泳のもたらす効果、特性についても十分認識いたしておりますが、建設にかかる経費のほか、維持管理費にも年間多額の経費が必要となるなど、検討すべき事項が多くあります。

以上のことを勘案し、温水プールの施設整備については、整備の必要性、財源の確保、町民の方々のニーズ、町民の理解が得られるのかということなどを整理していかねばならないと考えております。

今後も生涯にわたって活動できるスポーツライフを実現するために、スポーツのさらなる普及活動に取り組み、健康の維持・増進やコミュニティー活動の促進を図ってまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 1 番中川議員。

○1 番（中川ゆかり議員） 昭和41年8月に横浜小学校にプールができて以来、町内には各小学校、中学校、海洋センターの4つの屋外プールがあります。しかし、今や水泳は夏だけのスポーツではないんです。海や川で泳ぐことが当たり前だったころから、屋外プールが当たり前になったように、温水プールが冬に泳ぐことが当たり前になっている時代なんです。しかし、競技だけのための環境づくり、温水プールをつかってほしいと望んでいるのではなく、町民の健康増進、健康意識を向上推進していくための環境づくりが大切であると考えているんです。というのも、3月に第2次健康さか21というのが新しく出されました。町内にぜんそくの方々がすごく多いんです。死亡のところを見ますと、ぜんそくだった方というのがすごく多いと見させていただきました。

質問にも書いてあるとおり、水泳はさまざまな予防に効果があるとされています。そういうことに使用目的を持って、一般開放が最大で2カ月という環境では、推進も意識促進を向上させる上でも弱いと思います。

今や温水プールはぜいたくなものではなく、全てのことを踏まえた上での必要性をすごく感じているんですが、これは町民の皆様のための考えとして必要性を感じているんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。

議員さんおっしゃれるとおり、水泳の効果については、今のぜんそく対策等効果があるということも私のほうも家族のことで存じております。確かに言われることはわかるのでございますけれども、温水プールにつきましてどうかといわれますと、とにかく維持管理費の面でかなりよその市町、一応聞いたりいたしております、維持管理費が大体年間で2,500万円程度ぐらいはかかるであろうと。それからまた機器の更新とか補修とかあるということで、大きい市、呉市とかそういうところだと、1人市民でプールを割りますと、かなりメリットは出てくるのではないかと考えておりますけれども、何せ坂町で温水プールというのは、町にとっていかにも負担が大きいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 1番中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 先ほど次長が言われてました経費とかの件ですよね。そういう件につきましては、町民の1万3千少しの町に温水プールというのは経費がかかり過ぎるのではないかということなんですが、坂町だけで考えるとそういうことになると思います。しかし、この近隣ですよ。もちろん呉市も含めて、熊野、矢野、それから橋を渡ればすぐにそれこそ広島市ですよ。そういうことを考えれば、町で全部使用する人たちが町かという、そういうことではないと思います。それに、今も坂町の小学生の水泳教室をやっておりますけど、今、民間のプール施設が坂町に一つあります。そのプール施設に町内の子供たちがみんな通っているかということそうではないんです。逆に以前の子供たちよりも水泳能力は落ちている状態です。だから坂町の企画している水泳教室というのが、参加者がすごく多いんです。そういうことを踏まえても、年間で坂町の子供たち、知・徳・体を持った子供たちに、その体の部分でもその一部分の水泳ではありますけど、その水泳を小学校3年生までの間に、坂小学校で言えば半数以上です。よく小屋といっても、すごく泳げない、顔がやっとなつけれんかつけられんかぐらい、顔が洗える程度だと思うんです。そういう子供がふえている況を考えると、やはり小学校の授業でも短期間ですよ。年間を通して指導することによったり、利用することによったりして、子供たちのそういう体力、水泳の泳げるように、もう全員泳げるよというような子供たち、海に面した町であるから安全面に関しても、みんなが泳げるんだよという。昔は海で泳いでましたよね。だから泳げん

子がおらんかったんじゃって。海に面した町はどっこもそういうことがあるんです。海に面しとるけ、今までその海に助けてもらって、海で練習をしてやりよった。先ほど言いましたけど、東京オリンピック以降、小学校にプールができ出した。プールがどこの町でも一つの小学校に一つプールができ出した。そしたら今度はプールになって、ますます泳げる子が珍しくてでき出したんです。海に面した町はそこでストップしとるんです、ほとんどが。今、すごく熱心にやられてるのは、先ほど経済面でも困窮を極めとるいうて、プールをつくったら大変なんじゃというふうに言われましたけど、そういうところが、今、熱心に水泳に取り組んでらっしゃるんです。私は脳梗塞で体悪うしたけん、プールへ行きよんよという方が多いんです、温水プールがある町で。競技スポーツの面からも言わせてもらおうと、今、競技スポーツでも水泳のある程度の力を持った選手は、ほとんど海に面してないところの選手です、全国的に考えても。そういうところは環境がなかったから、子供らに環境をつくってやりたいと思うんです。でも海という環境が昔あったところは、そのことばかりが頭にあって、今は海でも屋外プールでもないんです。屋内プールが当たり前の時代、先ほどから何遍も同じことを言うなといわれるかもしれませんが、温水プールが当たり前の時代なんです。だからそういう経費を考えて、経済面のことを考えたら難しいとおっしゃいますけど、それこそ子供たちの、今度、東京オリンピック招致しますよね。それで今すごく盛り上がっております。町民のほうもその応援をさせてもらってます。それは何で招致をしたいかという、子供たちに夢や希望を与えたい、国民に夢や希望を与えたいと思っらっしゃるんです。その夢や希望を坂町の子供たちも、水泳に携わっている人たちも、これから小学校に入って体育の授業で水泳に携わる子供たちにも、冬でも練習がお父さんと行けるんだよ、お母さんと行けるんだよ、おうちの人と行けるんだよと、おじいちゃん、おばあちゃんで行けるんよ、水泳教室やっとなるんよって、そういう環境を、夢と希望を与えるような環境づくりをもうしていただきたいなと望みます。ちょっと回答しにくいかもしれませんが、よろしく願います。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 議員さんおっしゃられることもわかるんですけれども、プールをつくる上で、それは当然屋外プールより屋内プールで1年間ずっと泳げる状態のものの方がベストというようなことは十分存じております。しかしながら、町財政のことを考えますと、先ほども町長のほうでいろいろ答弁ございますけれども、い

ろいろな事業を今現在行っております。それで、その財政状況を勘案しながらいろいろな事業を行っているわけでごさいます、今現在のところ、屋内プールの建設に町民の理解が得られるかというような問題もごさいます。どの程度維持管理費というのも先ほど申し上げましたが、2,500万円程度が他施設ではかかっていると。それから利用率からということをお考えますと、今現在言えることは、今からいろいろな問題について検討していくということをお答えさせていただき以外ごさいませんので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 以上のほうで財政面のことについてお答えさせていただきましたけども、先ほどの中川議員さんの質問の中には、子供たちを泳げるようにしたいんだということがごさいましたので、その件について答えます。

おっしゃるように、子供たちが水泳もそうですけども、夢や希望を持ってスポーツをしっかりとっていくということは大変重要なことだと思います。水泳につきましては、前回、質問のごさいました着衣泳法の推進であるとか、またあるいは各学校、各学年、10時間程度の水泳の時間を持っておりますけども、そこで各学年の発達段階に合わせて泳げるように、最終的にはですね、しかも長い距離をと、自分の身を守るためにもというようなことで指導をしております。

また、生涯学習課のほうの水泳教室等も活用して、特に低学年児童のところについて集中的に指導をしておりますので、よろしくお願いたします。

以上でごさいます。

○議長（川本英輔議員） 1番中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 学校教育の現場で熱心に先生たちが指導されてきているというのも、生涯学習課で水泳教室をやっているということも、熱心にされてくださっているというのも重々ありがたく思っております。

ちょっと話は違う方向なんですけど、次は町長にちょっと答弁いただきたく思います。（仮称）町民交流センター計画協議のときに、あの場所に屋内プールをという話がありましたけど、あくまでも体育館、文化施設、避難所ということで、坂町プールも現状のままとなりました。これについて、将来的にはどのように考えておられるのかお聞きしたいんですが、お願いたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。



○町長（吉田隆行君） その折にも質問等にお答えをさせてもらっておると思えますけども、将来的には旧坂中学校のプール、昭和45年に50メートルのプールとしてこの近郊では珍しいプールとしてできたわけでございますけども、これももう老朽化をしつつございまして、あるいは横浜の小学校のプールもまだ旧坂中のプールよりも建設年次が古いんだらうと思うんですけども、そこらも踏まえて、何らかの形でこのプールも改築等もしていかなければならないというふうな思いは答弁させてもらったというふうに思っておりますけども、これもこれから財源の調達はどうするかということ、今、考えております。そういう中で、またそういう財源の調達に見通しがつけば、また議会の皆様にも御相談をさせていただきながら、これも前進をさせていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 1番中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） きょうは初めて温水プールをとということで答弁していただきましたが、財政面のことも（仮称）町民交流センターが、今、でき上がっておりますし、できるように建設に向かっておりますし、いろいろな財政面のこともあろうかとは思いますが、頭の片隅にはきょうの一般質問が第一歩となるように置いていただけるようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） それでは、暫時休憩をいたします。

再開は11時半とさせていただきます。

（休憩 午前11時16分）

（再開 午前11時28分）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 4番柚木 孝議員から「空き家対策について再度聞く」を質問願います。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 「空き家対策について再度聞く」の件で御質問します。

さきの3月定例会において御提案をさせていただきましたが、なお納得ができませんので、再度見解を伺います。

御提案した内容は2点ございました。一つ目は「空き家対策条例（まちづくり条

例)の制定」については、将来に向けての空き家の管理不全状態を防止するためのもので、早々に実施していただきたい案件です。見解を伺いたい。

二つ目は「空き家バンク等定住策の推進」ですが、空き家対策条例ができれば、「空き家にしておくより貸そうか」との考えも生まれてきます。「人口定住策」の中で即効性のある最重点策と考えますが、空き家バンクについての再度の見解を伺いたいと思います。

三つ目に、これに追従する施策として、道路の拡幅策などをどのように考えているか、土地購入予算と家屋復帰予算についての見解を伺いたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「空き家対策について再度聞く」の件につきましてお答えをいたします。

本町は単独町制を維持し、自主・自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では新たな住宅も整備され人口が増加しているものの、その他の地区では少子高齢化が進み、過疎化も懸念される状況でございます。このような状況の中、第4次長期総合計画におきましては、地域間の格差を解消し、健全で均衡ある地域の発展を図り、親から子へ、子から孫へ歴史・文化・地域を守っていくことのできる町を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行うことといたしております。

本町はこれまでも、県道坂小屋浦線の整備、まちづくり交付金事業による道路整備、子育て支援住宅の整備、ウォーキングトレイルなどの21世紀健康増進公園ネットワークの整備、雨水排水対策を含む下水道の整備、町内循環バスの運行など、良好な住環境の整備に取り組んでまいりました。

また、本年度は（仮称）町民交流センターの建設事業や、（仮称）さか・なぎさ公園子どもの国建設事業等、さらなる良好な住環境の整備に取り組んでおります。

こうした住環境の整備をしていくことが、今後の若い世代の定住化につながるものと考えております。

御質問1点目の空き家対策条例（まちづくり条例）の制定についてでございますが、

県内では三次市が条例制定をいたしており、中国地方では松江市、防府市、萩市、宇部市などが空き家条例を制定をいたしております。

三次市におきましては、三次市景観計画と関連をしまして、景観、防災、防犯も含めた複合的な運用を考えており、市民、警察ほか関係団体、市が連携した対応をとることを目的といたしております。

また、松江市などの自治体は、歴史的風致地区景観計画等を策定、または策定を目指しており、城下町や宿場町など、古い町並みが残る地域特性があるため、条例を制定し、他の条例、計画等と複合的に運用することにより、対象地区への居住促進、魅力づくり、景観維持を目指しており、坂町の現状と先行事例の地域特性とは異なっていること、あくまでも住宅は個人の財産であり、個人の責任で管理をするものであること、また、空き家条例の制定はいろいろな法的制約があるため、実効性に疑問があることなどから、現時点では慎重に検討していく必要があると考えております。

御質問2点目の、空き家バンク等定住策の推進についてでございますが、空き家バンク制度は空き家の売買または賃貸を希望する所有者からの申し込みを受けた情報を、町内への定住を目的として空き家の利用を希望する者に対し、広報誌やホームページ等で情報を提供する制度でございます。

この制度は中山間地域等、不動産取引がほとんどなく、不動産業者もいない地域において、地元自治体が空き家の情報提供を行い、定住人口をふやすとともに、地域の活性化を図ることを目的として実施をされております。

当町におきましては地域的な背景もあり、空き家の所有者が売買や賃貸を希望する場合には、町内や近郊の不動産業者に相談すべきではないかと考えております。

なお、当町のホームページでも、広島県住宅建物取引業協会の空き家バンクの坂町物件を紹介するページにリンクをしておりますので、御利用していただければというふうに思っております。

御質問3点目の、空き家対策に追従する施策として道路の拡幅策及び土地購入予算と家屋復帰予算についてでございますが、町道の拡幅については、空き家対策に追従するのではなく、歩行者や車両の通行の安全確保、福祉環境や防災機能の充実が図られ、安全安心な生活環境、利便性の向上を図る必要がある主要道路について拡幅することを考えております。この道路拡幅事業により土地の買収や家屋の補償などが必要となる場合、土地購入費や損失補償額を予算化し、事業を実施いたします。御理解の

ほどよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 前回に引き続きいうことをちょっとテーマに入れたんですけども、この答弁が何かいい方向、町民のための提案なんですけど、いい方向に何か走ってなくて、このまま納得すればちょっといかないと思うんで、いろいろと政策論議をしたいと思います。あくまでも前回の、いろいろと皆さん反問件ありまして、答弁、いろいろと私の思いを言いましたけども、そういうようなことで意見を聞いていただきたいと思います。

前回、3月の定例からこういうような二つの情報がありました。今、答弁でありました三次市が6月1日から空き家対策条例をやり出したということ、これは県下で初めてだということが1点目。

それから2点目が、実は県の中国整備局が空き家対策を考える会なんていうようなことをやり始めまして、各町から、多分5月10にありまして、坂町でも行かれたと思うんですけども、そういう情報がどンドンどンドン転がってくるわけです。ちょっといろいろと三次の条例も私も全部とりまして、ああこういうもんかということは一応得てますけども、今、質問の1点目は、県の中国整備局が空き家対策を考える勉強会、これで得た情報はどのようなものであったかというのを、ちょっと皆さんに内容といわゆる感じたことを言ってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

中国整備局が勉強会を開かれたということは私も新聞報道で承知をしておりますが、この勉強会につきましては、中国地方の5県と政令指定都市の広島、岡山市でも勉強会ということで新聞報道がなされてありまして、当町にはそういった勉強会の御案内はございませんでした。

ただ、私もこの部分を見まして、資料のほうもインターネットで見ましたけども、中国地方におきまして、全国平均を上回る空き家があるというようなこと、あるいは中山間地域、高齢化率が高いところでの空き家率が高いというようなところの情報が主に印象として残っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） この情報を例えばいろんな中国5県とかなんかいうことかもしれませんが、興味を持って本町もちょっと対応してもらいと思うて確認したんですけど、ぜひやらなきゃいけないというような気持ちを持ってもらったのかなと思って、出席してないということなんでちょっとしようがないんですけども、つまり空き家対策は喫緊、差し迫って重要なこと、大切なことだと思うんですけども、町長、この見解なんですけど、極端に言ってあれですか、やろうと思うんか、やっぱりやらないと思うんかという、この結論でどういうふうに思われますか。いいますのは、実は呉市では6月21日の定例で実は議員立法での提案があったりするんです。やっぱり我々がこういうふうに提案してやらなきゃいけないのか、あるいは町としてやろうと思ってるんかどうか、どっちなんだということのをちょっと町長、伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今のこの空き家対策につきましては、全国町村会あるいは中国5県の町長会議等でも議題になっておる案件でありまして、やはり結論から言いますと、皆さんの思いは、条例ではなく法的な対応をしていかないと、なかなか前に進まないというような見解が多いようでございまして、今も全国町村会を通じてそのような活動を広げていくように、法的なやはり拘束力を持ったものがしっかり整理ができないと前に進まないというような思いも皆さん持っているようでございます。私もそういうふうに思っておりますが、しかしながら空き家をそのまま放置しておく、なかなか問題の多い部分も出てくると思います。例えば崩壊したりとか、あるいは火災の要因になったりとか、そういうようなことも考えられるわけでありまして、第一義はそういう早く国のほうにこの空き家対策に対応できるような法的な措置をとっていただく、これが第一義だと思います。

また、そういう中で、町がはいじゃあ予算を組んで、空き家を解消するための対応をしていくかということになりますと、皆さんの税金を使って個人の建物を処理していかないかというようなこともございます。もし万が一将来的にいわゆる家屋の建物の持ち主から何かが出た場合とか、あるいはその解体した土地をどうするかとか、そういうふうなこともしっかり住民間、町民の皆様の御理解をいただきながらやっていかないとできないことだと私は思っております。損をする人、得をする人が著しくわかるような政策というのはなかなか難しいと思うんです。そういう観点から、先ほど申しましたように、第一義はやはり国のほうに早くこの空き家対策を何とかするた

めの法の整備をしていただくということが、ひいては空き家対策にもつながってくるというふうな認識を持っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 4番 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 実は前回、私がちょっと統計資料をお出ししまして、全国の43市町村で空き家対策、適正管理にされた条例、この中に代執行はやっぱり3割ぐらいしか入ってなかったと思うんです。だから町長の答弁で代執行いうて税金で壊すわけですから、それはそこまでというのは私も当然賛成じゃないですけど、それまでに空き家をこういうふうに出るのを防ごうじゃないかというのが空き家対策条例ですから、だから一挙に代執行まで行くという話がちょっとわからんのですけど、そういうことで、ちょっとこれ、いろいろと意見があると思いますけど、次の質問に行きます。

実は空き家バンクというのが、今、申しましたように、空き家については廃屋とか撤去は最終手段なんで、それを何とか空き家を生きらす意味で空き家バンクは必要だと思うんです。いわゆる人口の定住策、これで最重点の策だと私は思うとるんですけど、それについては次にもう一つ課題があると思うんですけども、いわゆる修復しないと空き家バンクに登録できないとか、人が入ってくれんとかいう問題がいろいろあろうかと思うんです。修復、補修制度はたしか県内では10カ所いろいろとされてて、例えば30万円出すとか、20万円出すとか、3年済んだら出すとか、いろいろなものがあるかと思うんですけど、この修復補助制度というのは、空き家バンクの中での考え方と同時に、リフォームの絡みもあるんですけども、その修復補助制度はどのようになっているかというのをちょっと見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝之君） お答えいたします。

空き家等の修復費用でございますが、町といたしましては、個人の財産は個人で適正に管理していただきたいという現在の基本姿勢がございます。そのため個人の財産は個人で適正に管理していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 4番 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 同じような答弁じゃなくて、ちょっと最後に質問します。

町長の答弁書に、道路の拡幅についてのことをちょっと聞くんですが、安全確保と

か防災機能の充実とか等々で道路拡幅をやっていくんじゃないかというようなことの答弁が実はありました。一応、今、住民サイドで立ちますと、道路の拡幅については、やはり空き家を活用するための拡幅のほうが先じゃないかと思うんです。せめて軽自動車、いわゆる介護タクシーとか何か、道幅が何とかやっぱり必要になってくるということだと思うんです。だから今後については、いわゆる空き家対策のための土地購入予算、それから家屋の復帰予算というような形の組み方をちょっとここにしてもらいたいと思うんですね、私の気持ち。例えば1年で1億円で、10年計画で10億円の予算でそういうような計画でやるとかいうようなことはかなり壮大な計画なんですけど、無理な計画なんですか。ちょっと御提案してみますけど、どのように思うか町長の見解をちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 要は、やはりその地域地域でいろいろな文化、事情が坂町内でもあると思います。そういう中で、行政もやはり他人の財産を云々ということになると、いろいろな制約も出てくるわけでありまして、やはり地域の方と一緒に協議をいたしながら、それは方法はないことはないと思います。やはり地域と行政がその地域の方がその地域をどういうふうにしていくかということをしつかりと議論をしていただきながら、行政と一緒にまちづくりをしていくということになりますと、方法はなくはないというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 8番姫宮五鈴議員から「国保広域化への対応」について質問願います。

8番姫宮議員。

○8番（姫宮五鈴議員） 「国保広域化への対応」について質問いたします。

最近、政府は国民健康保険の広域化・都道府県単位化の方針を打ち出しています。この背景にあるのは国の国保予算の削減と国保加入世帯の貧困化であると言われていきます。本来、国保制度のスタート時点では、国保財政は保険者（国）と加入者（国民）の負担割合は50対50と定められていましたが、現在は国の負担割合は25%まで下げられています。一方で加入者・国民の側はこの20年来の長引く不況と構造改革の名のもとに、パート・下請・派遣などなどの低賃金労働者が急増して生活水準の下落とともに国保税収入は減少し続けています。そして全国の多くの自治体は、国

保財政の維持・確保に懸命の努力を払っているのが現状ではないでしょうか。このような情勢の中で、広域化が強行されたらどうなるのか、私は次の3点を質問いたします。

一番目に、広域化によって現在以上に国保税がアップすることはあり得るのか。そのとき町はどのように対処されるのでしょうか。

二番目に、坂町の場合、国保税が平均より高いと言われていますが、ダウンすることもあり得るのでしょうか。

三番目に、国保財政健全化のために、国庫支出割合を引き上げるよう国に要請することも考慮されるのでしょうか。

以上、近い将来のことですが、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 国民健康保険制度は他の医療保険に属さない全ての方をカバーする国民皆保険制度の最後のとりでとしての役割を担っており、所得の有無や医療費の多寡にかかわらず全ての地域住民を受け入れるため、負担と給付の均衡という保険原理が働きにくい構造となり、被保険者の高齢化や医療費水準が高いことも伴い、慢性的な赤字財政に陥りやすいという構造的な問題を抱えております。

一方、国民健康保険制度を含む医療保険制度の将来像については、国の社会保障制度改革国民会議において議論されており、その中で市町村国保の安定化を図るため、都道府県単位の広域化が検討されているところでございます。

また、国の議論に先立ち、広島県からは県内市町と広域化等の議論を進め、施策についての合意形成を図るため、国民健康保険事業のあり方についてのたたき台が先般提起されたところでございます。

御質問1点目、広域化によって現在以上に国保税がアップすることはあり得るのか、そのとき町はどのように対処するのかの件と、御質問2点目、坂町の国保税がダウンすることもあり得るのかの件につきましては、現在、国において国保の運営主体や財政構造を含め、制度そのものが議論されている段階であり、保険料についての検討はまだされていないため、現時点ではお答えができる状況にはございません。

御質問3点目、国庫支出割合を引き上げるよう国に要請することを考慮しているのかの件につきましては、これまでも全国町村会や国民健康保険中央会などを通じ、国庫負担の充実、強化を要望いたしているところでございます。引き続き国保の財政



基盤を強化し、将来にわたって持続可能な制度とするため、あらゆる機会を通じて必要な要望を行ってまいりたいと考えております。御理解、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 8番姫宮議員。

○8番（姫宮五鈴議員） もし今おっしゃったことが十分に可能な制度として、あらゆる機会を通じて必要な要望を行ってまいりたいと考えておりますということで、引き続きそのようにやっていただければと思います。

それと、この国保税が払えない人は、健康保険を取り上げるとかというようなことはどうなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 国保税を滞納されている方につきましては、期間を区切りまして、短い短期証というのをお出ししております。現在、加入者に国民健康保険を渡していないということはこの町内ではございません。

○8番（姫宮五鈴議員） 以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） それでは、午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 9番折出直幸議員から「犬の糞対策」についての質問を願います。

9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） 「犬の糞対策」について質問いたします。

動物好きな人は心の優しい人が多く、動物愛護者の中でも一番多いのが愛犬家であるのではないのでしょうか。毎日、犬の散歩をたくさん見かけますし、飼うと本当にかわいく、家族の一員のように世話されています。

坂町でも愛犬家はたくさんおられ、ほとんどの飼い主は糞処理をちゃんとされてい

ますが、何しろ毎日のことなので、ほんの一部の飼い主の糞の放置が近所迷惑になっているのだと思います。

そこで、次のことについて町当局にお聞きします。

1、現状の分析状況。

2、地域と協同して改善を図るとか、また、チラシでマナーアップの推進など、さらなる知恵を絞ってほしいです。

3、ドッグパークの新設はどうでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「犬の糞対策」の件についてお答えをいたします。

犬の糞対策につきましては、これまで犬を飼われている方々に対しまして、町の防災行政無線や広報誌等を通じてマナーを守って飼育していただくよう呼びかけているところでございますが、苦情がなくならず、町といたしましても対応に苦慮をいたしているところでございます。

御質問1点目の、現状の分析状況でございますが、犬を飼っている方の多くは、御指摘のとおりマナーを守り、犬の糞の後始末をされておりますが、道路上や公園等、犬の散歩コースと思われるほぼ同じ場所にふんが放置されていることから、一部のマナーを守らない飼い主によるものと分析をいたしております。

御質問2点目の、地域と協同して改善を図るとか、また、チラシでマナーアップの推進など、さらなる知恵を絞ってほしいでございますが、これまでも犬を飼っている方々に対し、町の防災行政無線や広報誌等での呼びかけのほか、糞の放置がたびたび確認される場所への禁止看板の設置、また、狂犬病予防接種の場や犬の登録時において、飼い主を対象に犬のしつけ方法やマナーの啓発に努めておりますが、今後、多くの飼い主の方々が来られる狂犬病予防接種の場を利用し、マナー向上についてのチラシの配布を行う等、さらに成果が出るよう取り組んでまいります。

御質問3点目の、ドッグパークの新設をでございますが、議員が言われるドッグパークの新設とは、飼い主と犬が自由に遊べる広場を町が新設してはどうかということだというふうに思いますが、それには広い土地が必要になることや、愛犬家の人という特定の利用者を対象とした施設について、公費での設置は町民の理解を得ることは困難であるというふうに考えております。

また、ドッグパークを新設したといたしましても、犬の糞害は減ることはございません。犬の糞の処理につきましては、あくまでも飼い主のマナーやモラルの問題でございます。これからも犬のしつけ方法やマナー向上の啓発に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） 答弁で、今後多くの飼い主の方が来られる狂犬予防接種の場とかいう形からチラシを配布するという答弁であったんですけど、ありがたく対応してもらおうということなんですけど、じゃあいつされるのか、ちょっと今後の予定を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 縫部環境防災課長。

○環境防災課長（縫部逸都君） お答えいたします。

狂犬病予防接種につきましては、毎年町内において、坂地区、横浜地区、小屋浦地区、3カ所に分けて5月に実施しております。ですから今年度は終わっておりますが、来年の5月のこの場を利用して、チラシのほうにつきましては配布を考えております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） 委員会等もあったと思ったんですけど、来年の5月になるということで、1年先ですよ。だからこの質問をさせてもらって、忘れとるかもわからんというような感じで、ちょっとすぐの対応のようなところが見えないので、それよりも早急にチラシができるのか、あるものかよくわかりませんが、そういうチラシを町内全域に回覧方式でやっぱり回してもらったらどうかと思うんです。犬を飼っている人だけではなくて、全世帯がそういうチラシに目を通すということが、やっぱり啓発にもつながるんじゃないかと私は思います。

また、坂町役場がそういう対応をしたということは、町民にとってからすごく安心感につながるような感じを持つんです。だからチラシをじゃあ1回、回覧で回せばいいという意味じゃなくて、定期的に例えば年に二、三回、そうやって回してもらおうようなことはどう対応してもらえるんでしょうか、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 縫部環境防災課長。

○環境防災課長（縫部逸都君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、狂犬病予防接種の場ではこういった形でチラシのほ

うについて作成させていただけたらと思います。

また、議員さんおっしゃいますように、時期的な問題もありまして、今年度につきましては、県の愛護センター等とも相談しながら、議員さんおっしゃいます回覧板がいいのか、それとも広報誌の紙面に載せたらいいのか、そういったことも含めまして検討していきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） 啓発活動なんですけど、町民だけじゃなくて、私は坂町に犬を小売りされているディック坂店というところにもやっぱりマナーアップの協力をお願いする必要があるんじゃないかと思います。売りっ放しということではないんですけど、していただいていると思うんですけど、やっぱり町内でそういうクレームが出ておるとい実情を説明して、協力を仰ぐというような形を感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） おっしゃられることはもっともだと思いますので、ちょっとその辺は検討させていただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） ドッグパークの件なんですけど、新設は難しいと。また、新設しても犬の糞害は減りませんと明確に答えていただいておりますけど、私はこのドッグパークというのはどういう形の設定かとちょっと調べると、ただ犬と飼い主が遊ぶだけじゃなくて、やっぱりマナーアップの場所にも設定してから使うような形の意味合いを持っているみたいなんです。やっぱり一部のマナーの悪い人を、じゃあそれが直るかという、それはちょっと疑問のところもあるんですけど、ただ、皆さん、犬飼われている人の常識的な節度という部分を上げるためには、そういう施設もこの中国管内は余り多くないんですけど、やっぱり都会とか、この前も私、1月に研修に行った千葉になんかは、市にとか結構あちこちにあるんですよね。だからそれはどういうことかいうたら、やっぱりそういう町なかにも糞対策の意味合いがあってされてると思うんで、私は自分がちょっと考えたのは、本当、この町営住宅、県営住宅の、今回、子どもの国をつくられる場所に、そういうことをちょっと考えて一般質問をつくっておったんです。だったら子供のために使われるいうんで、それはまたいいことなんで、ちょっと自分もいろいろ考えてみまして、先ほどディック坂店にマナーの協力

もいふことをお願いをさせてもらったんですけど、もう一つは結構駐車場等、2階も屋上いうんですかね、駐車場が広いんで、その一角をそういうものの施設に設定してもらって、逆を言えばマナーアップとか犬を遊ばせるとか、販売の意味の促進もあるし、そういうサービスをすることによって、買い物客とかいうのがふえるかもわからんというようなところも感じるんです。やっぱり都会でちょっと感じるのは、そういうショッピングセンターなんかにもドッグパークがありました、全部じゃないですけど。だからそういうことの意味も含めてから、お願いの部分もちょっと検討してもらおうこという感じを一つ持つんです。そこらはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） 今の議員さんが言われました、一般のディックとかそういうところでやっていただいたらということですが、これにつきましては、やっぱり販売促進の上でのことですが、町が話を持っていくべきではないというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） ちょっと私は反対にそうじゃないとは思んですけど、それはそれぞれの考えがありますから、強制するものじゃないと思うので、もう一度そこらを検討してもらって、お願いですからという部分も含めたらええんかもわからんと思います。

それと、反対にドッグパークの設置の件ですけど、私、例えば亀石の安芸クリーンセンターの隣に観音崎公園ですか、そこが使っていない形で荒れている公園で、ちょっと環境の悪い場所になつとるような気がするんです。ドッグパークにはいろんな種類があつて、もちろん無料のところもあるし有料のところもあります。あそこを有料駐車場にして、そういうドッグパーク的な憩いの場にするこも、安芸クリーンセンターにお願いをして、管理をもう少し上げてもらえればどうかなと思います。それであそこの場所は高いところの上の公園になると思うんですけど、でも見晴らしはいいですし、憩いの場的に、それと犬の遊び場としては、ああいう山はうってつけじゃないかと思うんです。それを有料の駐車場にして、もちろん犬が同伴じゃなくても遊びに行ってもらってもいい場所でもあるんで、そういう使い方をひとつ安芸クリーンセンターにお願いするようなことはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） お答えいたします。

安芸クリーンセンターの隣の観音崎公園でございますが、ここにつきましては、迷惑施設というか、そういうクリーンセンターであるとか、し尿処理場であるとか、そういうところの緩衝緑地帯として整備されているところでございます。

また、今の公園につきましては、クリーンセンターであるとか、し尿処理場も含めてなんですけど、よく小学校の見学がございまして、お昼にかかることが多うございまして、そこのお弁当を食べる場所として皆さん使用されているというところでございます。また、一番上のあずまやみたいのところもあるんですけど、そこにもやっぱり夏場は上に登られて、そこでお弁当を食べるといの方も多く見られますので、そこはちょっとそぐわないのではないかなというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 5問になったと思うんですが。

○9番（折出直幸議員） 5問。最初のいつ頃というのがわかりました。いいです。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「空き家の適正管理条例は」について質問願います。

7番出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「空き家の適正管理条例は」の件についてお尋ねいたします。

高齢化が進み、介護施設への入所や子供のもとへの転居などで空き家がふえております。このことで近隣住民は倒壊や伸び放題の草木、害虫の被害など、安全面や生活環境への不安を募らせております。

また、反面では、人口減少が続く小屋浦地区では、最近、利便性や生活環境がよいことから、空き家を新築にリサイクルし、若いファミリーが町外からUターンし定住する事象が見受けられ、少子高齢化率が改善された町内会もあらわれております。

以上のことから、空き家を適正管理する条例や再利用を促進する制度の整備が必要と考えております。このことから、以下のことについてお伺いいたします。

1、地区別の空き家率は。

2、平成24年6月定例会で、空き家の適正管理条例の検討をするとの答弁をいただきましたが、その後の検討経過は。

3、空き家を解体して新築する場合の解体費用を補助する制度を新設し、空き家の減少と新築の促進を図ってはどうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「空き家の適正管理条例は」の件についてお答えをいたします。

本町は単独町制を維持し、自主・自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。

平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では新たな住宅も整備され、人口が増加をいたしているものの、その他の地区では少子高齢化が進み、過疎化も懸念される状況でございます。

このような状況の中、第4次長期総合計画におきましては、地域間の格差を解消し、健全で均衡ある地域の発展を図り、親から子へ、子から孫へ歴史・文化・地域を守っていくことのできる町を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行うことといたしております。

本町ではこれまでも県道坂小屋浦線の整備、まちづくり交付金事業による道路整備、子育て支援住宅の整備、ウオーキングトレイルなどの21世紀健康増進公園ネットワークの整備、雨水排水対策を含む下水道の整備、町内循環バスの運行など、良好な住環境の整備に取り組んでまいりました。

また、本年度は、（仮称）町民交流センターの建設や、（仮称）さか・なぎさ公園子ども国建設事業等、さらなる良好な住環境の整備に取り組んでおるところでございます。こうした住環境の整備をしていくことが、今後の若い世代の定住化につながるものと考えております。

御質問1点目の、地区別の空き家率についてはでございますが、5年ごとに行われます住宅土地統計調査におきまして空き家の状況も調査されておりますが、平成20年住宅土地統計調査におきましては、人口1万5千人以下の市町村については、総務省の公表データがございません。町独自で調査をいたしましたところ、概算推計で坂地区約10%、横浜地区約11%、小屋浦地区約17%、坂町全体では約11%程度になるものと思われま。なお、小屋浦地区の雇用促進住宅の空き室を除きますと、小屋浦地区の空き家率は約13%程度となります。

御質問2点目の、空き家条例の検討経過については、先ほど答弁をいたしましたとおり、坂町の現状と先行事例の地域特性とは異なっていること、あくまでも住宅は個人の財産であり、個人の責任で管理するものであること、また、空き家条例の制定は

いろいろな法的制約があるため実効性に疑問があることなどから、現時点では慎重に検討していく必要があると考えております。

御質問3点目の、新築の際の解体費用補助制度についてでございますが、新築の際の家屋解体費用の補助制度が空き家の減少には直接効果があるとは考えにくく、町といたしましては、空き家等個人の財産は個人で適正に保守管理していただきたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 7番出下議員。

○7番（出下 孝議員） 答弁書をいただきまして、この答弁書に基づいて一つ一つ確認をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の空き家率についてですが、町で独自に調査したとなっておりますが、これは何年に調査した結果なのかということと、もう1点は、小屋浦地区が17%が雇用促進住宅を入れますと13%に低くなっておる。この空き家率の定義、この定義は持ち家の総数に空き家が占める割合というのが定義なんです。雇用促進住宅というのが持ち家に該当するかどうか、この2点をちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝之君） 空き家率の算出の仕方についてお答えいたします。

本年5月、住民基本台帳データと住居表示台帳の地図等突合させることにより空き家を確定させ、空き家率の概算推計を算出いたしました。

なお、空き家率の算出の仕方ですけれども、これは住宅土地統計調査と同様な考え方で算出いたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 7番出下議員。

○7番（出下 孝議員） それでは2点目の質問なんですが、ここに坂町の現状と空き家検討条例の検討経過の中で、坂町の現状と先行事例の地域特性とは異なっていることもあってというようなことで述べておられるんですけど、これはさきに質問したときに、そういうことは松江の事例をこのときに言ったんですが、検討する過程において坂町の実情に合った条例をつくりたいと、つくってはどうかという提案をしておるわけであって、ここで述べていただかなくても、そのことは理解しております。

問題は、その次に、空き家条例の制定はいろいろな法的制約とか実効性に疑問があるというようなことを述べておられるんですけど、法的制約とか実効性に疑問というの



は、何をもってこういうことがあると言われておるのか、具体的に事例でもあれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

この法的制約とは、例えばこの法律の種類とかですけれども、民法とか災害対策基本法、消防法、建築基準法、産業廃棄物処理法等々でございますけれども、現行法令による措置は対象とか内容が限定されておりまして、あるいは運用基準が明確になっていないなどの課題がございます。そのため町長が答弁いたしましたように、総合的な法整備の必要があるということで、各自治体も地域の特性と独自の法解釈により条例を制定しているのが現状でございます。

以上のことから、法的制約があるため条例の制定には慎重な対応が必要だと考えております。

○議長（川本英輔議員） 7番出下議員。

○7番（出下 孝議員） 最後の行に、現時点では慎重に検討していく必要があると述べております。先ほどの答弁でも同じようなことを言われましたけど、要はこの現時点では慎重に検討していく必要があるというこの意図、必要性を認められて、そして検討しようというそういうように理解してよろしいんですかね。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

まずは空き家は基本的には個人の財産ですから、個人の方が適正に管理をしていただくのが大原則でございます。その中で、例えば各団体において調査でございますとか、指導、勧告、あるいは最終的には代執行等の部分まで定められておられる団体もございますが、それぞれ例えば調査するにしても、個人のおうちに、個人の財産を、空き家ですから所有者の断りなしに調査をしたり、あるいはその所有者が誰であったかというような税情報を、これは守秘義務がございまして、こういった部分での開示もすごい慎重に取り扱わなければならない。またさらには、最後は代執行については、先ほどからありますように、個人の財産を公共のほうが基本的な法律の裏づけもなしに壊す、あるいは公費をつぎ込む、こういった一連の手続において明確な法体系が現在整備をされておられません。まずはこの法整備をするのが先決ということで、この法整備がなされた後に、各団体でそれを踏まえた条例制定が必要な場合は、当然坂町に

においても、坂町に合ったような条例を制定することになるかと思いますが、現時点ではベースになる法律をまずは整備をするということが大前提として考えておりまして、例えば全国町村会でありますとか、県のほうにそういった法制度の整備を働きかけているのが現状でございます。

○議長（川本英輔議員） 7番出下議員。

○7番（出下 孝議員） この空き家条例につきましては、今まで各地方自治体がもうつくっております。今までつくっておる条例は、主に倒壊、倒れて通行人が被害をこうむるとかそういう倒壊が前提になっとるわけです。そして呉市とか三次、江田島等も、あるいは先回もしましたように松江市、ほとんどが市がつくっておるわけです。先回も言いましたように、町がつくっておるのはいないんで、そして坂町なりのそういう条例をつくってはどうかという提案をしたんですが、これ、初めてのことで、これは提案なんですが、今まで市では議員提案で出しておられるいうところがほとんどなんです。ということで、坂町も議員提案といきたいんですが、ちょっと議員のほうもなかなかそういう法的とかいうようなところには疎いんで、いつも言われておる行政と議会が車の両輪じゃないんですが、共同でこれを検討していったらという提案をしたいんですが、受けてもらえますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどの柚木議員の質問にも、また総務部長も同じようなことを答弁しておりますが、今現在、空き家の対応については、全国町村会あるいは広島県、あるいは中国5県の町長会等でも議論をしながら、今、進めておるところでありまして、そういう中で、特に行政として、執行部として感じておりますことは、現状では条例をつくったとしても、その効力が、我々が思う効力が果たしてその条例で発揮できるか、執行できるかというようなことを考えると、非常に疑問なところがありますし、また、その条例が町内の混乱を招くようなことになりまして、これまた大変なことにもなる可能性もあるわけでありまして、いましばらく状況を見きわめながら判断をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 7番出下議員。

○7番（出下 孝議員） 最後に、3点目の件に移るんですが、解体費用の助成制度を提案いたしました。これは先ほども申しましたように、既に条例をつくっておる市、ここではこういう解体助成制度をつくっております。目的が今回私が提案した目的と

は違います。私が提案するのは、これは空き家を壊して、そして新しく家を建てて、若い人にUターンしてもらおうとか、そういうような目的で、起爆剤としてこういう解体の費用の補助制度をつくったらどうかという意味で提案させてもらったわけなんです。これを施行してみて効果がどうかというようなところを、1年なら1年、2年なら2年とか、そういう期間を設けて施行するという考えはございませんか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） やはり町民の税金で個人の財産に触れるわけでありまして、そこらは我々執行する立場であります。責任があるわけでありまして、そういうことを踏まえ、やはり慎重に対応していかなければならないというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番中下 伸議員から「再度問う、学校トイレ改修」について質問願います。

6番中下議員。

○6番（中下 伸議員） 「再度問う、学校トイレ改修」の件についてお伺いいたします。

前回の質問においては、答弁は耐震工事の際に各学校の改修を行った、問題はないとのことであった。その後、再度確認のため坂小学校に出向き、校長先生の立ち会いのもと現状確認をしたところ、唖然としました。ひび割れたタイルにはセメントを流し込んだだけの補修、はがれたタイルはそのまま、割れた戸はそのまま、汚れや劣化もそのまま、これが改修なのか。汚い、暗い、壊れているということはないとのことであったが、この答弁は平成24年第1回定例会議会中継録画で確認できます。虚偽報告としか言いようのない現状でありました。

トイレも含め、定期的な点検を行うことが重要といわれたが、この間にどのような点検をなされ、対応ができたのかお聞きしたい。

子供たちが精神的に安心してトイレに行ける清潔感のある環境づくりを早急に整えていただきたい。教育長の見解を問う。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「再度問う、学校トイレ改修」の件についてお答えいたします。

本町の小・中学校は、学校教育における児童・生徒にとっての安全な場所、また、

災害時における地域住民の避難場所として重要な施設として位置づけております。

平成22年から23年度の2カ年で実施した学校施設の耐震化事業につきましては、児童生徒の生命を守ることを最優先として耐震化を実施しております。耐震化事業実施の際には、耐震化の必要がなかった学校も含め、全ての小・中学校におきまして、限られた予算の中で改修が必要なものを精査して、優先順位をつけて校舎内、外部の回収を実施したものでございます。

学校のトイレにつきましても、小・中学校の全てのトイレに洋式トイレを1カ所ずつ設置し、また、それぞれの学校の状況に応じた衛生機器の取りかえや、タイルの張りかえ、照明器具の取りかえなど、必要な改修を実施しております。

耐震工事の際にトイレの改修がされていないという議員の御指摘につきましては、先ほども申し述べたように、全ての学校を一律に改修を行ったのではなく、学校それぞれの状況に基づき、必要な部分の改修を行ったものでございます。

前回の一般質問以後において、どのように点検を行い対応ができたのかの御質問につきましては、学校や教育委員会の職員による点検を定期的を実施し、平成24年度に坂小学校屋外運動場横トイレの給排水設備の修繕を実施してきております。

また、今年度は坂小学校屋内運動場のトイレブースの取りかえや、坂小学校の全トイレを自動式配水からボタン式配水への取りかえなどを実施する予定としております。

また、トイレを快適な状態に保つためには、適切な維持管理が重要でございます。このため、公共心、規範意識など豊かな心を育む児童・生徒による清掃活動の実施を基本に、小学校では用務員による計画的な清掃を実施して、衛生管理がさらに徹底するよう努めております。

学校施設の見目の美しさは老朽化により損なわれてまいりますが、学校のトイレにつきましては常に清潔保持に努め、必要に応じて改修や補修を行っていきたくと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番中下議員。

○6番（中下 伸議員） 改修したと報告があるが、先ほども本題で述べさせていただいたとおり、改修内容がずさんで改修になっていません。報告を受けただけで、現地確認をしてないということですね。

○議長（川本英輔議員） 河本学校教育課長。

○学校教育課長（河本和彦） お答えいたします。

現地確認を行っていないということではございません。校長、教頭、教育委員会職員一緒に、検査は全ての坂小学校等の全てのトイレについて、目視とかそういうのを見て回っております。

○議長（川本英輔議員） 6番中下議員。

○6番（中下 伸議員） 補修を行っていきたいと考えておりますんでは、思うではなく、やりますの返事が欲しいんですよ。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 学校施設の見た目の美しさということについては、年を経るにつれて、これは損なわれてまいりますけども、トイレ自体の機能、また、安全で清潔といったような部分については、先ほど議員のほうからもございましたけども、必要な改修、補修を行ってまいります。

○議長（川本英輔議員） 6番中下議員。

○6番（中下 伸議員） 私がちょっとようわからんのじゃが、改修とは壊れたところを修繕すること、改装とは内装が一新されるほど大規模に行うことというて調べておるんじゃが、改修と改装は大きな違いがあるんですが、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本学校教育課長。

○学校教育課長（河本和彦） 改装というのは、例えば全面改装とかそういうので、大規模にやりかえるというイメージだと思います。改修については、業者を呼んでの改修もございますし、教職員等による補修程度の改修も含めてのことだと考えておりますが。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） つけ足して説明させていただきます。

改装については、今、課長が言ったとおりだと思いますが、改修につきましては、機能が損なわれているもの、これについて機能を回復させるとか、ですからドアがあかないということになりますと、レールを取りかえたり、そういうようなものが改修というふうに当たると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 6番中下議員。

○6番（中下 伸議員） 結局、私が言いたいのは、予算を立てていないのですか。この質疑の始まりは昨年2月からでした。24年度、25年度、この件に関して放置し

ているということですね。学校トイレの現状を問題視していないということでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本学校教育課長。

○学校教育課長（河本和彦） 予算を組んでいないのかという御質問ですが、あくまでも全面的に一律への改装の予算は組んでおりません。ただし学校現場、または教育委員会職員立ち会いのもと、それぞれ予算のときには必要度合いと緊急性、それらを全て考慮しながら予算計上をしております。教育長の答弁にもありましたが、今回、昨年度の予算編成の段階で、学校からの要望が強くあった坂小学校体育館のトイレブースの損耗がひどうございましたので、今回、予算を計上しております。トイレ等の水がタンク式でたまってさびて、それらのトイレに縦に広く汚く見えるさびとかの対策のために、全自動式の排水をやめて、それぞれの全てのトイレにプッシュ式にかえる予算も組んでおります。予算を組んでいないという御指摘ではないと考えております。

○6番（中下 伸議員） ありがとうございます。

○議長（川本英輔議員） 11番中 雅洋議員から「職員の再任用制度の改善を」について質問を願います。

11番中議員。

○11番（中 雅洋議員） 「職員の再任用制度の改善を」の件で質問いたします。

年金制度の見直しにより、年金受給開始年齢が65歳と高くなってきております。民間企業では、希望者には60歳以降、再雇用制度の導入や、定年を65歳までに延長したりして対応しております。

そうした中、坂町の職員を見えますと、再任用制度があるからと聞いておりますが、現状ではうまく活用・機能してないように思えます。

60歳以降、天下り等が考えられない小さな地方自治体の職員、職員の人材活用と職員の生活保障という意味合いからも、また、特に平成24年度で退職した3人の幹部のことを考えると、経験豊富な人材の損失でもあり、現在の再任用制度の運用に対し、人材活用という視点からももっと工夫すべきであると考えておりますが、関係当局の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「職員の再任用制度の改善を」の件についてお答えをいたします。

再任用制度につきましては、平成13年度から始まった公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢の65歳への段階的な引き上げに対応し、60歳定年後の継続勤務のための制度として運用されております。

当町におきましても、職員の再任用に関する条例を制定をいたしており、これまでに3名の職員を再任用いたしてきたところでございます。

また、新たな再任用制度といたしまして、去る平成25年3月26日、国家公務員の雇用と年金の接続についての閣議決定において、平成25年度以降、公的年金の比例報酬部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳に引き上げられることに伴い、無収入期間が生じないように、雇用と年金の接続を図るため、定年退職する職員が再任用を希望する場合、年金支給年齢に達するまでの間、当該職員を再任用とするなどとされており、地方公務員につきましても、各地方公共団体において閣議決定の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずるよう求められております。

職員の退職は経験豊富な人材の損失でございますが、再任用につきましては本人の意思が最も重要でございます。定年退職する職員には制度も十分説明をし、再任用の希望の有無を確認をいたしております。

今後とも再任用制度の運用につきましては、定年退職する職員の意思を尊重し、総人件費の抑制及び職員の新陳代謝や定数などの人事管理との整合性を図りながら進めてまいります。よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番中議員。

○11番（中 雅洋議員） 60歳定年いいますと、多分その人の能力的にも体力的にも盛りであると考えられます。実際、議員さんにも結構60代の人多いと思います。そういった人材の活用、損失というような観点から、ちょっと二、三、再質問させていただきます。

まず1点目ですが、25年3月26日にいろいろと閣議決定あったと。この再任用制度が、今度、運用されるんだと。これ、現状の、今、再任用制度を運用しておりますが、どう変わるんでしょうか。例えば定年延長になるのかいうところが全くないんですが、どうでしょうか。この新しい制度がどう変わるんだというのが、ちょっとお願ひします。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

これまでの制度と新しい制度の一番大きな相違点は、これまでの制度につきましては、定年退職する職員について再任用の希望がある場合に、まず1点は、これまでの勤務状況とかそういったものを選考した上で再認容するというところでございまして、希望した職員全てが再任用になるというわけではないというのがまず1点ございます。

今回の改正におきましては、希望した職員は原則再任用するというふうなところが大きな制度の差でございます。

また、これまでの制度とこれからの後の制度の年金の支給開始年齢が違いますものですから、それまでについては61歳でもう再任用の期間は終わりであるとか、63歳をもって終わりになるといった話でございしますが、今後につきましては、本人の希望があれば65歳まで、一部義務化という部分もございしますが、基本的には義務化の部分が発生してきておりまして、さらにそれから先の65歳までは本人の希望も含めて任用するというふうな制度でございします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 11番中議員。

○11番（中 雅洋議員） 少し原則がついたような感じですね、希望すれば原則。これあたりも民間では既に最初から導入しとったようなことですが、それはそれでしようがないと思います。現在といたしますか、ずっと運用されておって、ちょっと気になるのは、幹部の方が残れるような体制になってないと。幹部の方が退職されるときに残りたくなるような体制になってないんじゃないかなと思うんですが、その辺はどういうふうに把握されておりますか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

職員60歳になりましたらば定年退職ということで、一旦は退職をするわけございまして、その後、再任用の制度が新たな制度として今年度からスタートする部分もございします。課長とか幹部の職員について、退職しましても、基本的には組織といいますか、当然組織の新陳代謝も行わなければならないので、60歳で定年を迎えた管理職につきまして、管理職には基本的にはそのまま残るということにはできないわけございまして、現在のところ、今後、そういった本人の希望もあるわけですが、



一般的には主任級クラスでの職務を宛がうというような形で、今後、運用を考えてまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 11番中議員。

○11番（中 雅洋議員） いろいろ60歳、61歳になっても、多分、例えば現実的に同じ部署におるというのは確かに部課長になると難しいような気がします。現実的に次の若い人が上がってくるところがない。要はポストも少し考えんといけんのかなど。そういう意味で、まずポストなんですけど、私が提案したいのは、例えば町長部局いうて、自分のところへ少し抱える、給料は少し下げる。そうすると、今までと直接関係のないところで、今の、例えば24年度に終わり、3人退職されましたが、各地区に結構顔の利くとか、そういった経験のある人がおりますから、そういった業務をさせていく、町長部局でいうのも一つの手かないうのも考えられます。

それと、あと定数管理、確かに坂町、定数をしっかり管理しております。ただ、再任用の人に関しては、定数管理から除外するんだと、そういうふうにして、要は非常勤の職員と同じように、そういう対応が、要は給料が下がってくるんだから、その辺も含めてやったらうまくいくような気がするんですが、例えばポストとして出張所的なものも何か所かあります。そういったところへぼんと座ってもらおうというのも一つの手かな。今回、町民交流センターができます。そういうところにはぼんと行くのもいいし、社協あたりに行くのもいいんかなとも思います。その辺、そういうふうにはちょっと考えるというのはいかがでしょうか。町長かな、この辺は。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いろいろなことが考えられると思うんですけども、職員の再任用を含めまして身分につきましては、事務方のほうできちっと対応を検討してくれるというふうに思っておりますが、今、おっしゃられたように、身分でも、例えば社協の事務局長とか、あるいは出張所の所長とかいうようなことをおっしゃったわけでありまして、ただこれはやはり御本人の希望をしっかりと聞きながら、なおかつ町のほうで定めたやっぱりルールにのっとって、その範疇で可能であるならば、これは当然やぶさかではないというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 11番中議員。

○11番（中 雅洋議員） 確かに本人の希望というのが第一だと思います。本人が希望しやすいような環境づくりというのが行政側の義務というんですか、責務ですから、そ

ういうふうに対応してください。

それとちょっと関連するんですが、要は空きポストをつくるという意味で、まず一つ、以前、社協の会長、町長、引いちゃったらいいいんじゃないんですかというような質問がありました。お金がかからないし、自分にかわるものが今のところ見当たらないというような答弁があったんですが、こういったところも、もうそろそろやっぱり部下じゃないですが、信頼して、非常勤だからもう大してお金は要らんのかなとは思いますが、ポストをあけるという意味でも、やっぱりここは少し町長も考えてもらって、ポストをそういう、今、退職された人をするとか、いろいろ検討されればいいんじゃないかなと思います。その理由のもう一つが、町から補助金を出すのが、例えば吉田隆行町長から吉田隆行社協の会長に動いとるんですよね。そんなんもちょっと違和感がありそうなので、できるだけ早く前向きに検討していただいたほうがいいと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 決して私は社協の会長に固守しとるわけではございません。あくまでも全体的な状況を捉まえる中で、少しでも財源をやはり有効に活用していかなければならない、それと社協と町とのかかわりというのはいろいろとございます。そこらのこともございますし、さらにはいつかの議会のときにも5期目の終わりには考えたかどうかというようなお話もいただきました。いろいろな検討もしておりますが、現状では社協が新しい制度に移行した段階であります。この平成25年度から新しい制度に移行いたしました。事務局長も現在県の外郭段階、県のOBに来ていただいておりますが、この方も24年度末で何とかというお話もございましたが、今、やめられたら困るので、移行期間まではしっかりとやってもらいたいというようなこともあるわけでありまして、そこらを勘案しながら、それは例えば町の職員のOBの方がそういう職責に適しておるかということは、またいろいろと検討していかなければならないと思いますが、いずれにいたしましても、ローコストでいろいろな工夫をして、社協が自立して運用ができるというふうな判断をいたしましたならば、いつでも私は今の職責に固執はいたしておりません。しかしながら町長はまだまだもう少し頑張らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木 喬議員から「地球温暖化対策について行政の取り組み」を質問願います。

4 番柚木議員。

○4 番（柚木 喬議員） 「地球温暖化対策について行政の取り組み」の件について質問いたします。

さきに平成24年度第3期坂町地球温暖化対策実行計画を提示していただいたが、地球温暖化対策はもっと広範囲なものであって、町民と一体となった取り組みが必要であると思うが。

ところで、1点目に、町民に対しこの実行計画で何をアピールしようとしているのか見解を伺う。

2点目に、新設公共施設であるコミュニティーホールさかの太陽光パネル設置についてこそ電気使用量の削減に寄与し町民に対し指南役になり、ここに記述すべきであると思うが見解を伺う。

3点目に、町独自の地球温暖化対策について、その行政施策は何かをお聞きします。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地球温暖化対策について行政の取り組み」の件についてお答えをいたします。

現在、国、自治体では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策実行計画を策定し、直面する地球環境問題に対処しているところでございますが、本町の地球温暖化対策といたしましては、その原因となる二酸化炭素の排出削減など、これまでの2期10年間にわたる実施結果を踏まえ、さらに厳しい目標を定め、第3期坂町地球温暖化対策実行計画を策定し、継続して取り組んでいるところでございます。

御質問1点目の、町民に対してこの実行計画で何をアピールしようとしているか見解を伺うでございますが、この実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づきまして、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画として策定をしたものでございます。

議員御指摘のとおり、地球温暖化対策は町民と一体となった取り組みが必要であり、特に坂町は大規模な事業者、消費者の立場として、町民や事業者に対し取り組みを先導していく必要があると考えております。

こうした中で、坂町の事務及び事業に関する取り組みやその成果を町民の皆様にお

示しすることによって、町民の皆様にも地球温暖化対策に関心を持っていただき、家庭の中で実行できる地球温暖化対策に取り組んでいただければと考えております。

御質問2点目の、新設公共施設であるコミュニティーホールさかの太陽光パネル設置についてこそ電気使用量の削減に寄与し町民に対して指南役になり、ここに記述すべきであると思うが見解を伺うてございますが、平成22年3月議会での一般質問以来、何回かの質問に対し答弁を行っておりますが、厳しい行財政状況の中で単独町制の維持を図るには、身の丈に合った自主・自立の財政運営が必要であると考えており、コミュニティーホールさかへの太陽光パネルの設置につきましては、採算性が乏しいことから、現状での設置は困難であると回答をいたしているところでございます。

地球温暖化防止に町が率先して取り組んでいくことは必要であり、検討も行っておりますが、町民が安全で安心して生活するための施策を実行することが最優先となることを御理解をいただきたいと存じます。

御質問3点目の、町独自の地球温暖化対策について、その行政施策は何かを聞くてございますが、本町は第3期坂町地球温暖化対策実行計画におきまして、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減目標を設定し、目標達成のための鋭意努力をし、取り組んでいるところでございます。

具体的には、コピー用紙等の再生紙の使用、両面印刷による使用量の抑制、休憩時間の消灯、水曜日の一斉退庁、冷暖房の省エネ温度設定によるクールビズ、ウォームビズの推進、公用車のアイドリングストップ、用紙類の分別回収等、全庁的に取り組んでいるところでございます。御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 地球温暖化対策についての行政の取り組み、このテーマは町民のためにどのようにしてますかというふうなことなんですね。その本意をちょっと言ってもらいたかったんですけども、まず1点目に、私、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいてこの実行計画をつくったよということで、ちょっとここに打ち出してみたんですけど、確かにここの20条の、50条からこれなるんですよ、50条からなって、その中には地方公共団体の責務とか、国民の協力責務とか等が盛り込まれてるんですよ、これ。だからそういう意味で国民の協力責務というのは、町がいろいろと動くことによってそういうことが発生するんじゃないかと思うんで、あえてこれを取り出しながらやってるんですけども、実は、要はここに決まってるけん実行計

画をつくったんよというふうなものをおっしゃってるんですよね。つきましては、この地球温暖化対策の推進に関する法律、これ、担当部署にちょっと聞きますけど、これは大体こういうふうに見られてるんですかね、担当部署の方、こういうのは。これはもうこれをもとに幾らか実行計画をつくられてると思うんですけども、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 縫部環境防災課長。

○環境防災課長（縫部逸都君） この計画を策定するに当たりまして、当然議員さんおっしゃいますように、この地球温暖化対策の推進に関する法律をもとに作成しておりますので、全て見ております。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） その計画を見まして、私は民間におったんであれですけども、私の感覚で思ったことですよ。もうこの実行計画は民間ではもうとっくにやってること、コピー紙を削減したり、電気を削減しようかというようなことで、そういうようなことも実行計画いうんで、多少それをつくって広報したからといって、それでいいわけではないということ、私、勝手に思うんです。したがって、そこの中に公共施設に太陽光パネルをつけたりして、そういうモデルを将来に向けて提案したらええんじゃないかというのが基本的なスタンスだと思うんですが、これはこういうふうな計画の中に、例えば今から公共施設に太陽光パネルをつけるけんいうものを載せるわけにはいかんのですか、これ。ちょっとその辺お願いします。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） お答えいたします。

議員さんが言われる法律につきましては、私どものほうのことにつきましては、電気事業者による再生可能エネルギー、電気の調達に関する特別措置法の中で、こういうふうなひとつ対策を行っているところでございますが、今、おっしゃいます太陽光の話になるとは思うんですが、太陽光とは別に、まず我々行政と町民の皆さんとの一緒になった取り組みが必要だというふうなことがございます。そういう中で、町が取り組んでいることについては、どのような形で取り組んでいくべきかというのを最初にお示しして、それを皆さんに協力してお願いしていくというような体制を先にとっていきたいというふう考えております。そういう中で、今の町の取り組みというのは、今、町長が答弁いたしましたように、再生紙の活用であるとか、そういうような

ものを先に活用を町民の方にお示しして、我々でもできるんだということを認識してもらうことが最初は大切だと思っております。そういう意味で、今、太陽光発電というのではなくて、今の町の取り組みにつきして、今、皆さんにお示しして、皆さんもこういうふうな形でやってくださいと。例えば町民に対しても、スーパーなどで買い物袋、それも抑制することによって、少しでも地球温暖化には助かるわけです。そういう取り組みを今から皆さんとやっていただきたいということで、今の段階ではそういう形でお示ししているということでございます。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） そうです。結局、この事業計画の中に電力料金の削減、いわゆる庁舎内の電気を消しましょうということで、当然公共施設もその範疇に入るけん、例えば新築施設、公民館等々にもそういう削減について太陽光パネルをつけたらどうかのということを、私はそれに関連づけて今のお話をしたんです。だから一番簡単ないうか、貢献できるものは私は太陽光パネルだと思うんで、そのことを提案しているわけです。

それで2点目に、実は町民に対するCO<sub>2</sub>削減の目標値ということなんですけど、ちょっといろいろと環境環境いうて難しいと思うんですけど、例えば町長の施政方針演説の中に、マイバッグの活用でレジ袋の削減と、ごみの排出抑制、資源化リサイクル率を上げてごみの減量化、その二つが大きくCO<sub>2</sub>に関することだと思うんですが、このことがこの今の答弁書の中に全然ないんです。施策方針には載ってるんですけど、この辺の具体的な目標数、現在の現状を幾らと、目標数はどうかのということをちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） お答えいたします。

以前、第3期実行計画、これは坂町地球温暖化実行計画の中に書いてあるわけですが、町の取り組みといたしましては、平成23年度の基準に合わせまして、それに合わせて1%の削減をするというふうにお答えをしているわけですが、それに基づいて町民の方にもこういう取り組みを、今、議員さんおっしゃいましたように、マイバッグの使用であるとか、そういうことをやっていただくことによって、今の削減が一般家庭の方にも削減できるというふうなことでございます。だからそういうふうな町の取り組みはこういうふうなことをやっておるので、町民の皆さんにも

同じような形で、本当にこんな取り組みで地球温暖化に効果はあるんですよということをわかっていただきたいというふうには思っております。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 実を言えば、毎月、毎年6月は環境強化月間だということみたいですね、実はね。もちろん全国的にそんなことが指定されているみたいなんです。今みたいなことを広報さかで大いに広報してもらいたいとか、特集組むなり、いろいろと熊野町では特集組んでましたけど、そういうようなことを前もってどんどんどんやってるんですよ。だからそういうことを今後ももちろん考えてほしいというふうなことを今の答弁については思います。

3点目に、コミュニティーホールさかの太陽光パネルの設置についての、再度、環境と採算性の件でちょっと確認します。実はこれは答弁書に出てたように、23年9月の定例会に、私は地球温暖化対策でコミュニティーホールさかに太陽光パネルをつけるべきだというて言うたんですよ。それに対して答弁が、設置費用の償却年数60年で採算性が乏しい、身の丈に合った対応をしたいという回答があったんです。だから環境への観点のない答弁であって、つまり地球温暖化の観点で一般質問したんですが、採算性が悪いからつけないよということで押し切られた経緯がもう実はあるんですが、その後に60年は間違っているんじゃないかと、現場のほうに、24年じゃないかというようなことを、私、文書でいろいろと担当のほうに指摘したんです。全てだから環境がそっちで押し消されたんで、私が指摘した数字なんですけど、24年だったらこれはもうそういうことが身の丈とか採算とかは要らないんかどうか、今、とりあえずここでその正式回答をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） まず、6月広報の環境月間の話でございますが、議員さん言われるように、6月は環境月間でございますので、しっかり載せたいと、そういうふうに考えております。ちょっと今年度については間に合わない、もう6月が過ぎましたんで、来年度にはきちっと取り組みについては載せさせていただきたいというふうに考えております。

今のコミュニティーホールさかの件でございますが、今、議員さんが言われましたように、24年ぐらいだというふうな話でございましたが、現在、私どものほうでもやはり試算をしております、やはり現時点でのその制度というふうに考えておりま

すが、ただ、年間の電気料と、その電気料を売る場合の比較をしております。やはりそれでも随分な町の持ち出しが発生することになります。これについては、やはり全体の中で取り組む中で、今の第3次地球温暖化実行計画の中で町としては取り組んでおりますので、その実行計画の中では、今回、つい先ほど申しましたように取り組んでいきたいというふうに考えております。これについて太陽光パネルをつけたらどうかということですが、やはりその中で、今のは取り組んでおりますので、今のコミュニティーホールさかへの設置については、やはりまだ採算性がとれておりませんので、今の段階では実行計画に基づいて削減計画を実行していると。それを主にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今のはちょっと表現的にあれですけど、60年じゃなくて24年は正しいということをおっしゃってるんですか。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。

23年8月ごろですが、一応、議員の皆様には資料をお渡ししております。それが一応設置費用約500万円、それから太陽光電池の容量が5.4キロワットということで、年間およそ節約電気料7万4千円というような資料をお配りしております。これは23年当時の資料でございます。当然、現在の数字ではございません。太陽光パネルにつきましても、当然技術革新等で、競争等で安くなっている、それから性能についても向上していると考えておりますので、60数年というのは、23年当時の能力とそれから設置費用を言っておるものでございまして、現在の設置費用と、それから能力等については言っておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 5問ですよう。

○4番（柚木 喬議員） 最後ですよ、5問で、次が。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時19分）

（再開 午後 2時21分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~



○議長（川本英輔議員） 9番折出直幸議員から「北新地にJRの新駅を」について質問いたします。

9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） 「北新地にJRの新駅を」について質問いたします。

坂町の将来の大交通網は県道坂小屋浦線、次はJR北新地駅の新設であると考えます。

JRの輸送力を利用しない手はなく、北新地は企業・商業施設・医療機関・居住地域、そして坂町のスポーツ施設もあり、人の往来が大変多いです。もしJR北新地駅があれば、さらなる利便性が向上して付加価値がつき、競争力が増すものと考えます。

JRの電車は、1日坂駅・小屋浦駅とも各42本あり、矢野駅は62本もあります。坂町循環バスの小屋浦便は1日4便で10倍の便数、輸送量は100倍あるかもしれません。また、小屋浦駅・坂駅間は10分、矢野駅13分、バスは北新地まで約30分。料金は小屋浦駅・坂駅間180円、矢野駅190円、バスは回数券で200円。小屋浦駅・矢野駅間の定期券は1カ月5,670円で、往復380円で計算すると15日分で超お得です。6カ月では2万7千円でさらに2割引きであります。

そこで、次のことについて町当局にお聞きします。

1、数億円かけてもJR北新地駅の新設が必要で、駅は一生坂町の財産になると思います。

2、水尻駅の新設に呉市の負担は幾らかかりましたでしょうか。

3、循環バス小屋浦便の赤字額、開設からの累計額は幾らになりましたでしょうか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「北新地に新駅を」の件についてお答えをいたします。

現在、坂町には議員御承知のとおり、JR坂駅、小屋浦駅、水尻駅と3カ所の駅があり、通勤、通学等、多くの方々に利用されております。

北新地地区は坂駅と矢野駅のほぼ中間点に位置し、東部流通業務団地と済生会広島病院、またフジグラン安芸などの商業施設が集積した坂町の流通業務拠点となっております。

御質問1点目の、数億円かけてもJR北新地駅の新設が必要で、駅は一生坂町の財産になるでございしますが、北新地の新駅の必要性につきましては、以前、西日本旅客

鉄道株式会社と協議を行っており、また、確認のため、このたび西日本旅客鉄道株式会社と協議を行ってまいりました。

まず、駅の設置場所でございますが、北新地付近沿線はトンネルがあり山が迫っていることから、駅の設置場所に制約があり、ホームの形式についても島式、対面式など一定のルールがあります。

対面式で現状の機能を損なわないように直線部を利用した場合、坂駅までは1キロメートルと近く、北新地地区から距離が離れるため、利用者の利便性に支障が生じることとなります。

また、駅設置だけでなく、利用者のための駅前広場の整備、駅へのアクセス道等の整備が合わせて必要となります。

建設事業費につきましては、基本的には新駅設置は地元負担となります。新駅はバリアフリー対応となり、駅前整備等を考慮いたしますと十数億円の事業費が必要となります。管理運営におきましても、鉄道事業法により新駅設置の認可は黒字が前提であり、現在の北新地地区の人口構成では管理運営経費を補うことは不可能で、新たなマンション建設や大規模な開発による新規利用者の確保が必要となります。

また、新駅を設置することにより、減速、停車、発車に要する時間が約3分長くなり、ダイヤ編成など輸送計画に支障を来す可能性もございます。

このようなさまざまな理由から、新駅設置には解決しなければならない課題が山積をいたしており、地元企業の通勤手段の公共交通へのシフトなど機運の高まりや、まちづくりと一体となった計画が望ましく、現状での新駅設置は難しいと考えております。

御質問2点目の、水尻駅の新設に呉市の負担はでございますが、水尻駅の新駅につきましては、広島県、呉市、坂町及び西日本旅客鉄道株式会社の4社による種々協議を行い、呉線の輸送力の改善等により、約1億4千万円が呉市の負担となっております。

御質問3点目の、循環バス小屋浦便の赤字額でございますが、小屋浦便は平成17年1月に運行を開始をしております。小屋浦便だけの利用者数は1便当たり2.3人で、非常に利用が少ないのが現状でございます。小屋浦便だけの赤字額は、人件費、修繕費、燃料費等の費用で年間約240万円、累計約1,900万円でございます。今後も交通網を検討をいたしながら、住みよいまちづくりのため努力してまいります。

ので、御理解、御協力のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） 以前にも検討されてから協議をされてると。また、今回もこういう一般質問出させてもらった部分で、また検討をしてもらっていることは本当ありがたいことだと思います。そういうことの難しいという答弁でありますけど、ちょっと反対に考えてみれば、以前も検討されて、今回もまた新たにそうやってから調べていただいたということは、やっぱり町としても前向きに考えてくれているんじゃないかと感じるわけです。やっぱり私も質問の中で聞かせてもらった駅がもしかできたら、坂町の本当に一生涯の財産となるというようなところも自分も感じて、素人なりにあそこに駅があれば買い物客とか、さっき述べたような形でいっぱい人の需要があってから便利だなという感じがしておるわけです。

そこで、私、ちょっと自分が調べてスーパーフジさんに聞いたり、病院に行ったりしてから、人数的なものをどれぐらいいらっしゃるんですかというて聞くと、スーパーが1日7,300人ぐらい人が行かれるらしいんです。病院も通院が440人、ベッドが270、高校、安芸南ですけど700人生徒がおります。企業も130、それと隣の工業団地のほうが四十何社というような形で170ぐらいあります。坂町のスポーツ施設もあり、また住宅の関係で、あそこの人口では不可能じゃといいますけど、でも住んどる人は少ないんですけど、移動の人口で言えば、それこそ1万人以上おることになるんで、それがもしか病院のほうのいろんなこと、言いかえりゃ見舞客とかいろいろなことを考えれば、本当にこれで黒字にならんと設定されんいうて答弁ありましたけど、1万人以上おって、ちょっと考えたら、坂駅ぐらいの利用者がおるのに設置は難しいのかなというのを、じゃあ例えば10億円というのは、いろいろな設備を言われますけど、例えば水尻駅が幾らで、呉市の負担が1億4千万円いいますけど、実際に幾らでできたんかはつきりは知りませんが、無人駅からピンからキリまで駅というのはあると思うんですよね。そこらの部分で10億円じゃないとできんいう、ちょっとそこがよくわからないんですけど、そこらをどう説明してもらうかちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

質問3点あったと思いますけども、まず利用者見込みでございまして、JRに

確認したところ、あくまでも定住人口が基本でありまして、企業とか病院とか学校、それらの人口をそのまま見込むことはできないということがまずありました。

いろいろ新駅等できておりますけども、その辺を調査しても、意向調査したら乗りますという意見多いんですけど、実際に乗るのは非常に少ないそうでございます。

それと、水尻駅に1億4千万円呉市の負担ということがありました。総事業費が幾らであったかということですけども、水尻駅の場合、JR呉線の機能強化事業の一環としまして、広島県知事を立会人として、呉市、坂町、西日本旅客鉄道株式会社がかかるが浜新駅と水尻新駅、それと川原石駅の新設の施行について協定書を締結いたしまして事業を進めた経緯がございます。坂町にも呉市にもJRにもそれぞれにメリットがあったため実現したものでございまして、このたびの新駅の設置につきましては、あくまでも地元の要望ということがありますので、県の補助等も見込みはできませんので、水尻駅の当時の状況とは違っております。

また、事業費でございますけども、バリアフリー新法等が制定されまして、そういった場合、バリアフリー対応の新駅となりますことから、エレベーターであったりとか、そういったいろいろな施設を整備するために十数億円、これはまさにそれぐらいかかるわけございまして、それを地元で負担するというのはなかなか難しいことございまして、新駅の設置は議員おっしゃられるのはよくわかりますけども、大変難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） 本当に難しいというのはよくわかるんですけど、難しいから絶対だめだという形の解釈にもなることになるんですかね、町長さん。そこらを絶対難しいいうんなら、もうこれ以上質問してもいけないので、やっぱり明確に答えてもらえればと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この北新地の新駅構想につきましては、平成9年、10年あたりからずっとJRとも協議をしてきております。そういう中で、私も今、答弁いたしましたとおり、また都市計画課長からも答弁をいたしましたとおり、やはり条件が整わないと、幾らこっちが希望してございまして、受けるほうがノーを言えば、もうどうしようもないわけでありまして、現状のルール上、現状では非常に難しいとしか答

弁のしようがございませんが、また今後、状況が変われば、これまた別でございます。また将来にわたって開発も含めどういことが起こるかもわかりません。そういうときには実現可能になることもあろうかと思えますけども、それこそ先ほどのどなたかの質問ではございませんが、「わしが生きとるうちにできるんかのお」というようなことになるかもわかりませんが、現状では非常に厳しい状況があるということをお申し述べさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） 私、もう本当、夢のようなことばっかし言いよるんですけど、ひとつもういろいろここを一般質問出してから考えよったのは、駅の名前を考えたみようかなと思って考えたわけです。坂幸福駅とかいうような名前にしたら、よそから来てもらえるかなと、名前だけでもというような感じも持っておるんで、やっぱりこれは坂町の町長の一つの仕事としても、ちょっと本当にやってもらいたいと思うんですけど、そこらは町長、今、不可能じゃとは言わんかったんで、期待してますからよろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 答弁いいんですか。

○9番（折出直幸議員） いや、ちょっと最後にお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど申しましたように、平成9年、10年あたりからずっとJRとは協議をしまいできております。当然、もう一つ坂町に新駅をという思いはあるわけでございまして、そういう思いは今後も捨てないように前進をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時55分といたします。

（休憩 午後 2時37分）

（再開 午後 2時53分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 先ほど、中下議員から病氣治療のために退席をお願いしたい

ということで、許可をいたしました。

ただいまの出席議員は11名であります。

それでは、日程第2 発議第2号「坂町議会政務活動費の交付の額の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案について、提案理由を求めます。

7番出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「坂町議会政務活動費の交付の額の特例に関する条例の一部改正について」

発議第2号「坂町議会政務活動費の交付の額の特例に関する条例の一部改正について」提案説明をいたします。

東日本大震災を契機として災害・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっております。こうした課題に迅速に対応するため、平成24年4月から国家公務員の給与が減額されました。こうした中、平成25年1月24日、閣議決定において地方公共団体についても、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があり、坂町議会として国の要請内容及び町側の対応などを考慮した結果、政務活動費を平成25年7月1日から平成26年3月31日の9カ月間、月額10%減額することといたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） 私は反対討論を行います。

坂町議会政務活動費の交付の額の特例に関する条例の一部改正案の内容は、政務活動費を10分の1減額するもので、議員1人月千円では賛成できないと考えます。

今回の坂町職員の措置は給与を減額しますが、地域手当を支給して調整するもので、

他町と違い、実質は大きな減額になりませんが、私は職員対比でなく、町長と副町長、教育長の特別職と対比すべきと考えます。

よって、現状の発議2号の内容に反対するものです。

○議長（川本英輔議員） 10番大田議員。

○10番（大田直樹議員） 私も反対討論ですが、違った観点から反対討論をさせていただきます。

先ほど、折出議員も反対されまして、減額が少ないというふうな反対でございましたけど、私はその反対につくべきではない、というのは、今、折出議員があたかも言いましたように、職員の場合、地域手当でということ補填されます。そして、対町長比を述べました。対町長比で言うならば、先の新聞を皆さんもごらんいただいたと思いますけど、我々の対町長比に対しては、4町の中で一番低い給料でございます。その中で折出議員は御存じなのか知りませんが、対町長比としましては、坂町、海田町、熊野町、町長は皆82万1千円で同額でございます。そういった観点から、さきの全員協議会とかで申しましたように、パフォーマンスで町民に対して減らすんだから、うちらもせんにゃいけんのんじゃないかいうパフォーマンスでの賛成には賛成しかねます。それならば賛成しないで、つつかないで、我々のは低いのだから、ほかの面で目に見える、言うなれば、NPO法人とか、そういった形での、私は個人的には給料をそちらへ回すとかいうふうなことでの給料の還元をしたいと思いますので、この10分の1減額、削減という提案には賛成しかねます。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論ありませんか。

3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 私は賛成討論を行います。

国の要請で、坂町としては職員給与の減額措置を行うことになり、減額を行うと坂町の給与水準が国の給与水準を大きく下回ることになり、これを補うため、給与減額措置期間中に限り、地域手当を支給し給与水準の確保を行っております。また一方では、管理職手当は一律10%減額ということでございます。このような状況下におきまして、坂町議員報酬は安芸郡の他町に比べ最低の水準であり、議員報酬を減額することは適当ではないと思われまます。ただし、管理職10%減額ということなので、政務活動費をことし7月から来年3月までの9カ月間10%減額することについては賛成いたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

発議第2号を決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（川本英輔議員） 挙手多数であります。

よって、発議第2号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 発議第3号「公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書について」を議題といたします。

事務局長に意見書を朗読させます。

大島事務局長。

○議会事務局長（大島英司君） それでは、朗読させていただきます。

公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書（案）

厚生労働省は「特例水準」を解消するとして、3年間で2.5%の年金引き下げを行おうとしています。

当時、政府は高齢者の生活実態と、経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり、適切な措置であったと思います。

しかるに、今回、高齢者を取り巻く状況は当時と比較してもますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消2.5%削減」を強行することは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性する立場からも、認めることはできません。

以上の趣旨に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。

1. 公的年金の2.5%削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月6日

広島県安芸郡坂町議会



以上です。

○議長（川本英輔議員） 本案について、提案理由を求めます。

10番大田議員。

○10番（大田直樹議員） 「公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書について」

発議第3号「公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書について」、上記の議案を別紙のとおり、坂町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

昨年11月16日に、ことし10月から3年間で年金を2.5%削減する法律が成立いたしました。これは物価スライド、特例水準の解消を理由とし、平成12年から平成14年までの間、消費者物価指数が下がったときに、高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を据え置いたものでございます。しかし、今日の社会情勢は復興税や各種控除の縮小による増税など、高齢者を取り巻く状況はますます厳しさを増しており、公的年金2.5%削減を実施することで、高齢者を守る立場からも、地域経済を活性する立場からも、坂町議会として公的年金2.5%削減を行わないことを要望するために、国に意見書を提出すべきと考えます。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この意見書の提出者は議員全員でございます。

質疑、討論は省略し、直ちに採決いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 発議第3号の採決を行います。

発議第3号を提出することに、賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は提出することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 発議第4号「総合計画調査特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番中議員。

○11番（中 雅洋議員） 「総合計画調査特別委員会設置に関する決議」

発議第4号「総合計画調査特別委員会設置に関する決議」、上記の議案を別紙のとおり、坂町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

総合計画調査特別委員会設置に関する決議の内容を朗読いたします。

名称 総合計画調査特別委員会

設置の根拠 地方自治法第110条及び坂町議会委員会条例第5条

目的 社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切に対応するために、平成25年度議員研修及び市町村議会との議員交流会を実施する。

委員の定数 議員12名をもってなす委員会を設置するものといたします。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 本案の提出者は議員全員でございます。

質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 発議第4号の採決を行います。

発議第4号を決定することに、賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、発議第4号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は6月12日までとなっておりますが、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

最後に、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成25年第3回坂町議会定例会が閉会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

なお、皆様より賜りました御意見につきましては、これを今後十分に検討をいたしまして、これからの町政の執行に反映をさせていく所存でございます。

これから梅雨も本格的になり蒸し暑い日が続きますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成25年第3回坂町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

○議会事務局長（大畠英司君） 皆さん、御起立をお願いいたします。

（全員起立）

○議会事務局長（大畠英司君） 一同、御礼。

（閉会 午後3時11分）